

京丹後市観光振興計画

(案)

『極上のふるさと観光づくり』



琴引浜〔国指定天然記念物及び名勝〕

平成21年6月

京丹後市

はじめに

本市は、平成16年4月の発足以来「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を将来像にまちづくりを進めてきました。

不透明で予測できない時代を迎え、平成20年後半からの百年に一度といわれる世界的な不況のなかで、今、本市においても産業、経済全体が深刻な状況にあります。

このようななかで、雇用の継続支援、事業所支援などの緊急経済対策を実行するとともに、本格的な産業の発展、雇用拡充に向けた工業団地の造成、ものづくりパークの開設など、雇用基盤の整備を図っているところです。

観光分野においては、平成20年10月に観光庁が発足し、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」のもと、観光関係の法律も整備され大きく改革が進み、本市を含む丹後3市2町が「京都府丹後観光圏」として、全国第1号となる16地域の一つとして国から認定されたことは、四季型・滞在型観光の推進に向けて大きな弾みとなりました。また、平成21年3月には京都府下で初めてとなる「京丹后市観光立市推進条例」を制定したところであり、観光行政への飛躍的な発展に期待が集まっています。

本市は、国の天然記念物及び名勝に指定される琴引浜をはじめとした美しい海岸や山の自然、「日本ジオパーク」に認定され、世界認定を目指す「山陰海岸ジオパーク」の貴重な地質遺産、2年連続で特Aに輝いた丹後産コシヒカリ、有名ブランドの間人ガニなど四季の味覚、豊富な温泉や歴史、伝説など魅力的な地域資源に恵まれています。産業構造や生活様式の急激な変化により活力が低下している地域にあって、これらの地域資源を活用した観光産業をまちづくりのリーディング産業へと発展させ、地域の活性化を図っていく必要があると考えます。

そこで、今般、このような時代の変化に対応し、観光の役割を改めて具体的に表現するために「京丹后市観光立市推進条例」の趣旨に基づいた「京丹后市観光振興計画」を策定し、行政、観光関係者、市民が一体となって「観光立市の実現」を目指そうとするものです。

今後は、この計画に基づき、行政が支援体制を確立し、観光関係者だけでなく、市民あげての「観光立市の実現」への取り組みがなされ、京丹后市の力強い発展につながることを期待します。

終わりに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました検討委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成21年6月

京丹後市長 中山 泰

< 目 次 >

はじめに

序 計画概要

1 計画の目的	3
2 計画の内容	3
3 京丹後市観光立市推進条例	5
4 検討体制	5

第1章 現状と課題

1 一般的な観光動向	7
2 京丹後市の観光の現状	9
3 観光振興の課題整理	21

第2章 将来ビジョン

1 コンセプト	24
2 目標数値	24
3 基本方針とテーマ	25

第3章 アクションプラン

1 アクションプランメニュー	27
2 戦略プロジェクト	33

第4章 地域別計画

1 地域別計画の目標とテーマ	36
2 地域別計画	37

< 参考資料 >

1 京丹後市観光立市推進条例	44
2 計画策定の経緯	50
3 観光資源一覧	53
4 観光関連事業の補助制度・関係法令	58
5 その他の主な意見	70
※ 用語説明 <本文中※の付いた用語はこちらを参照してください>	71

序 計画概要

1 計画の目的

京丹後市の観光産業は、夏季の海水浴、冬季のカニを中心に、昭和50年代から平成10年頃までは大きく成長し、平成10年には年間観光入込客数が220万人、年間観光消費額は103億円（1人当たりの消費額4,624円）にまで達しました。

しかし、近年の少子化と海水浴離れ、カニによる誘客がピークを過ぎたことに加え、旅行形態の変化、旅行ニーズの多様化、国内観光地の競争激化、海外旅行の増加、停滞する経済状況などの要因により、平成17年以降の観光入込客数は200万人を切るなど、大変厳しい状況にあり、新たな観光の魅力づくりや観光戦略が求められています。

そこで、平成20年4月に京丹後市観光協会が発足し、推進基盤が整備されたのを機に、本市の豊富な観光資源を活かした総合的・効果的な観光振興をより一層推進するため、京丹後市観光立市推進条例の趣旨に基づいた京丹後市観光振興計画（以下「計画」という）を策定するものです。

なお、この計画は、市、観光関係団体、観光事業者、市民などが「観光立市の実現」という共通の目標に向かって、それぞれの立場で取り組むものと位置づけます。

2 計画の内容

(1)明らかにすべき計画の内容

①京丹後市の観光の現状と課題を明らかにします

- 観光入込客数、観光施設の利用、観光資源、主要観光施策などの状況、現状を明らかにします
- 観光振興の課題は何かを明らかにします

②将来ビジョンと目標を明らかにします

- 観光振興のコンセプト※を明らかにします
- 将来の目標を明らかにします

③実行性のある「アクションプラン※」と「地域別計画」を明らかにします

- 5つの基本方針と、それに基づく「アクションプラン」を明らかにします
- 地域の現状と特色を活かした「地域別計画」を明らかにします

(2)計画の位置づけ

①関連計画などとの整理

○観光立国推進基本法・観光立国推進基本計画【国】

平成19年1月に施行された「観光立国推進基本法」に基づき、観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された「観光立国推進基本計画」の基本的な方針（以下のとおり）、内容との整合性に留意しました。

- ・国内旅行及び外国人の訪日旅行の拡大と、国民の海外旅行を発展させる
- ・将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進
- ・地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現していく
- ・国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献していく

○京都府アクションプラン※【京都府】

平成20年度に改定された「京都府アクションプラン」の重点施策（以下のとおり）、内容との整合性に留意しました。

- ・「日本の心にふれる旅」誘客プロジェクト
- ・プロジェクト実施のための基盤づくり
- ・来訪者に優しい京都ならではの「もてなし」の充実

○丹後地域観光振興プラン【丹後広域観光キャンペーン協議会※】

平成17年度に策定された「丹後地域観光振興プラン」のコンセプト※（以下のとおり）、推進方針（以下のとおり）、内容との整合性に留意しました。

- ・コンセプト 「私のふるさと丹後 発見！」
—うみ・さと・やまの癒しと健康のふるさと観光—
- ・推進方針 「丹後の観光力を高めよう！」

○京都府丹後観光圏※整備実施計画【丹後広域観光キャンペーン協議会】

平成20年10月に国の認定を受けた、丹後3市2町で実施する「京都府丹後観光圏整備実施計画」の目標、事業との整合性に留意しました。

- ・事業名 丹後の海、山、里の多様な魅力を活かした「ふるさと観光」による滞在力強化事業

○第1次京丹後市総合計画【京丹後市】

平成17年度に策定した「第1次京丹後市総合計画」にある観光振興施策の方針（以下のとおり）、内容との整合性に留意しました。

- 「感動半島・京丹後」の実現／歴史文化の保全と活用／観光資源のネットワーク／四季型滞在観光の推進／健康志向に対応した観光の推進／環境先進地としてのエコツーリズム※の推進／情報発信の強化／交流の機会づくり

○京丹後市まちづくり基本条例【京丹後市】

平成20年に施行された、「京丹後市まちづくり基本条例」にうたわれる、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールに留意しました。

②計画の位置づけ

○計画の役割

京丹後市観光立市推進条例の趣旨に基づき、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な取り組みとして、計画を策定しました。

○計画期間

計画は、すぐに実行に移すことができ、実効性の高いものとする必要があること、また、観光を取り巻く情勢が刻々と変化することから、その期間を3年間（第1次計画期間：平成21年度～23年度）と設定し、3年ごとに見直すものとします。

○計画の意味・意義

- ・計画は、市、観光関係団体、観光事業者、市民などがその内容を十分認識し、「観光立市の実現」という目標に向かって、それぞれの立場で実行するものです。
- ・計画は、テーマ毎の施策提案である「アクションプラン※」、地域の課題及び特徴を活かした「地域別計画」が中心となっています。
- ・「アクションプラン」及び「地域別計画」は、重点メニューを優先的に実施するものとし、その他についても3年以内に実施または着手することを目標とします。
- ・今回の第1次計画は、次期以降も見据えた基本になるものと位置づけ、3年以内に実施または着手できなかったプランなどについては、必要に応じて次期計画に繰り越すものとします。

3 京丹後市観光立市推進条例

京丹後市観光立市推進条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務及び市民、観光事業者、観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めたもので、京丹後市議会（観光振興条例調査特別委員会）により提案され、平成21年3月に制定、同4月1日に施行されました。

計画は、本条例の趣旨に基づくものであり、内容についても整合性を図りました。

※京丹後市観光立市推進条例の全文は参考資料を参照

4 検討体制

市内観光関係団体及び商工関係団体、観光事業者、行政などの代表者、有識者による「（仮称）京丹後市観光振興条例・観光振興計画検討委員会」（以下「検討委員会」という）を平成20年8月に組織し、計画の策定内容を検討しました。

検討委員会には部会を設け、専門的な検討を行いました。

(1) 検討委員会委員選出団体

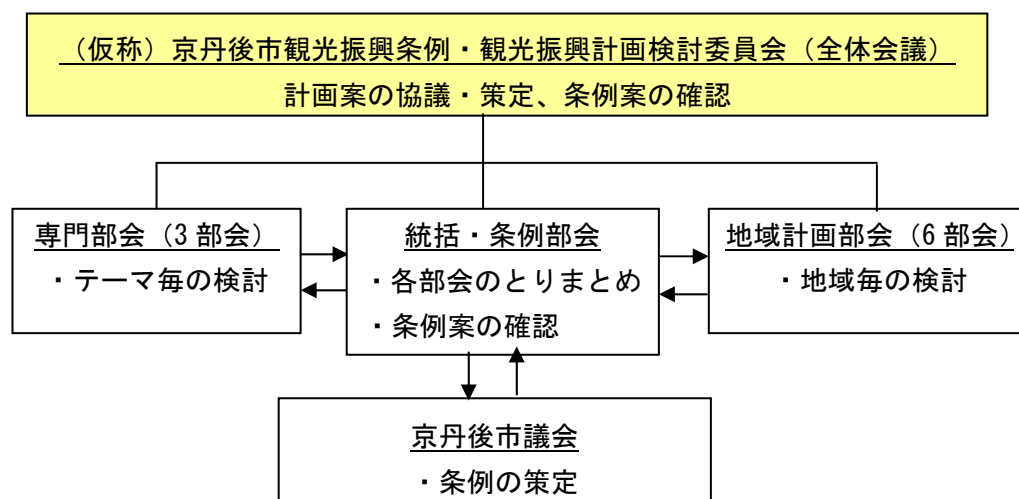
京丹後市観光協会、京丹後市商工会、NPO法人全国まちづくりサポートセンター丹後支所、京丹後◎おかみさんの会、市内観光施設、観光事業者、有識者（市内各地域代表、大学教授など）、京都府、市関係課

(2) 部会組織と検討内容

部会名称	検討内容
統括・条例部会	各部会のとりまとめ、条例案の確認
地域計画部会（6）	地域（旧6町）ごとの計画案
宿泊・施設部会	宿泊、観光施設、温泉、もてなしなどに関する計画案
情報・交通部会	広報、サイン※、イベント、交通などに関する計画案
商品開発部会	食、土産物、体験、観光資源活用などに関する計画案

(3) 検討組織図

◇図-1 (仮称) 京丹後市観光振興条例・観光振興計画検討委員会 検討組織図



市役所庁内調整

※課名は平成20年度時点

秘書広報広聴課、総合戦略課、企画推進課、情報政策課、財政課、市民課、環境推進課、農村調整課、農村振興課、海業水産課、管理課、都市計画・建築住宅課、文化財保護課、各市民局地域事業課、商工振興課、丹後の魅力総合振興課、観光振興課

※ 会則、委員名簿、検討経緯は参考資料を参照

(4) 計画の推進及び見直しの検討

京丹後市観光立市推進会議を設置し、計画の進捗状況、推進についての確認と協議を行うとともに、計画の見直しについて検討を行います。

※京丹後市観光立市推進会議の組織などについては、参考資料「京丹後市観光立市推進条例」を参照

第1章 現状と課題

1 一般的な観光動向

(1) 観光政策の動向

① 観光は、地域づくりの基本的なテーマです

「観光」の語源は、中国の古い書物によると「国の光を観る」と記されています。観光の「光」とは、景色の意味ではなく、国や地域が持つ光、文化や芸術などの様々な魅力を観るということであり、地域の側からすると「魅力ある資源を発見し、磨き上げ、観てもらおう知恵」のこともあります。観光は旅人が他の地域を訪ね、その地方にしかない、その地方にだけある知恵と工夫を観る、それが本来の意味です。観光は物見遊山の短絡的な遊びという概念ではなく、地域の活性化にとって取り組まなければならない永遠のテーマであることが、古い時代の書物からも推察されます。

② 観光は国の基幹産業として位置づけられています

先進諸国やアジアの近隣諸国では、観光産業は国家にとって重要な基幹産業と位置づけられ、組織としての観光省、その長としての観光大臣があり、税金の投入対象として国策が展開されています。特に、東アジア地域は、世界の観光産業をリードする需要が見込まれ、観光需要が急速に拡大しつつあります。

③ 我が国においても観光庁が設立され、観光が重要な政策課題となってきました

平成20年10月に我が国においても観光庁が設立され、観光立国推進基本法などの法制度に基づき、観光振興を本格的に推進する体制が整い、事業が進められるようになってきました。観光立国推進の基本は『住みたいところが、訪れたいところ』にあり、地域資源を活かした観光地づくりは全国各地で行われ、観光は国際的な競争の時代に入っています。

(2) 観光マーケットの動向

① インバウンド※志向

観光のグローバル化※により、国内だけでなく海外からの観光客も視野に置く必要がでてきています。既に、九州の観光地では2～3割は近隣のアジア諸国からの観光客で占められており、観光は海外からの観光客を対象とするインバウンドの時代を迎えています。

② ターゲットとしてのアクティブシニア志向、女性志向

団塊の世代が退職期を迎えることから、中高年の観光需要が顕著となっています。特に、健康で積極的な人生を楽しもうとするアクティブシニア(活動的な中高年)は、

時間と経済的な余裕を背景に注目されています。また、観光需要を牽引する女性の感覚に訴えることも重要になっています。

③個人旅行志向

観光形態の変化に伴い、団体観光を中心とした量的な対応から、個人旅行を中心としたきめ細かな対応が必要となっています。個人対応のサービス、ホスピタリティ※など、心の感動につながる内容が求められています。

④着地型観光※志向

地域の資源を活かした魅力ある観光商品の提供は、地域の人々が提供してはじめて実現できることから、これを観光客が発する需要地の旅行会社が造成するには限界があります。また、発地の旅行会社がリードすると、地域の観光産業への寄与は軽減される恐れがあります。このため、地域の旅行会社などが主導する着地型の観光が徐々に増加しています。

(3)観光活動の動向

①オンリーワン観光

どこにでもある観光商品や土産物への人気は継続せず、そこにしかない資源を活かした商品を提供する「オンリーワン」の観光が求められるようになっていきます。地産地消によるそこにしかない食の提供もそのひとつです。

②滞在生活観光

観光は、短時間でできるだけ多くの施設などを巡るものから、ゆっくりと滞在し、まるでそこに住んでいるかのような生活感覚のあるものが高い評価を得ています。

「住んでよし」の魅力に自信を持って観光につなげていくことが重要になっています。

③体験観光

観光施設や資源を見るだけでなく、実際に参加して、体を使って経験することによって、臨場感のある、ほんまもんを味わえる観光商品が求められています。特に、地域の魅力を伝える人材として、観光ガイドの重要性が高まっています。

④まち歩き観光

スローライフ※は観光の場面でも求められており、地域の文化や生活が集合している「まち」には、歴史・文化資源や街並み、祭り、食事処などが集積しており、これらをじっくり歩いてその場の空気を感じる観光が人気になってきています。

⑤泊食分離の地域観光

これまでの宿泊形態は、一泊二食による料金設定が主流でしたが、夕食はできるだ

け地域の人々と同じ食事を希望する、宿泊と食事を別々にする泊食分離の形態が人気を得ています。地域の料亭や食堂などが観光客にサービスできること、宿においては二泊目は外食にするなどの対応ができることが、滞在型観光にもメリットとなります。

2 京丹後市の観光の現状

(1)概況

①京丹後市の概要

- 市制施行 平成16年4月1日
- 面積 501.84平方キロメートル
- 人口 62,172人(平成21年3月末現在)

京丹後市は日本列島のほぼ中央、京都府北部の日本海に面する位置にあり、美しい海岸線や四季の表情豊かな自然、豊富な温泉、新鮮な魚介類やお米、果物などの海の幸や山の幸、そして歴史と伝説、文化にあふれ、あらゆる観光資源に恵まれています。

しかし、これらの豊かな資源を有しながら、その可能性を活かしきれていないのが現状です。

②観光地としての「京丹後市」

観光地としては、古くから夏季の海水浴スポットとして賑わいを見せ、昭和末期からは、冬季の「カニと温泉」による戦略が功を奏し、大きく成長を遂げました。

しかし、「夕日ヶ浦」や「間人ガニ」などの名称は有名になったものの、合併して間もない「京丹後市」は、京阪神では観光地として一定の認知をされているものの、首都圏など全国での知名度は低く、近隣の観光地「城崎温泉」、「天橋立」と比較して印象が弱いことは否めません。

③観光形態

観光客は夏季、冬季とも京阪神地方の方が中心で、交通アクセスの改善により日帰り客が増加傾向にあります。また、宿泊については1泊が中心で、滞在時間は短く、城崎、出石、天橋立など近隣の観光地へ移動するパターンが多く見受けられます。

④アクセス状況

京都縦貫自動車道などの道路整備が進み、京阪神地方からのアクセス条件は改善されてきました。しかし、首都圏からのアクセス条件は悪く、今後、首都圏からの誘客を推進させるためには、飛行機などによるアクセスの改善が望まれるところです。

○アクセス所用時間

■大阪、神戸、京都から

- ・車、列車で約2時間30分 ※宮津天橋立I.Cから40分

■東京から

- ・車（東名高速、名神高速、北陸道経由）で約8時間
- ・列車（新幹線利用）で約5時間
- ・飛行機（大阪空港、コウノトリ但馬空港経由）で約3時間30分

■近隣観光地から

- ・天橋立から車で40分、丹後半島1周ルートで2時間
- ・城崎温泉から車で50分

■関西国際空港から

- ・車（近畿道、中国道、舞鶴道、京都縦貫道経由）で約3時間30分

◇図—2 京丹後市交通アクセス図



⑤市内観光地の状況

主な宿泊エリア及び温泉地は東西にわたる海岸沿いに広がり、海水浴、海岸景観を活かし、本市観光の中心を担っています。

一方、内陸部には豊かな自然を活かしたアウトドア施設、体験施設、農業公園、日帰り温泉施設などが点在し、観光エリアは市の全域に広がります。

広範囲にわたる観光地を周遊するための公共交通網の整備、観光地及び観光施設間の連携が今後の課題です。

◇図-3 京丹後市観光マップ

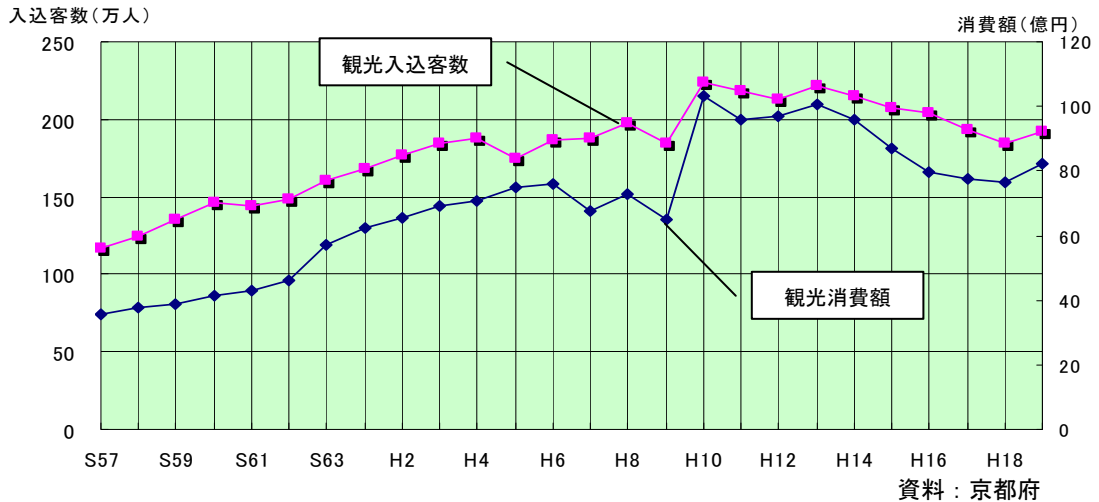


(2)観光入込客数の状況

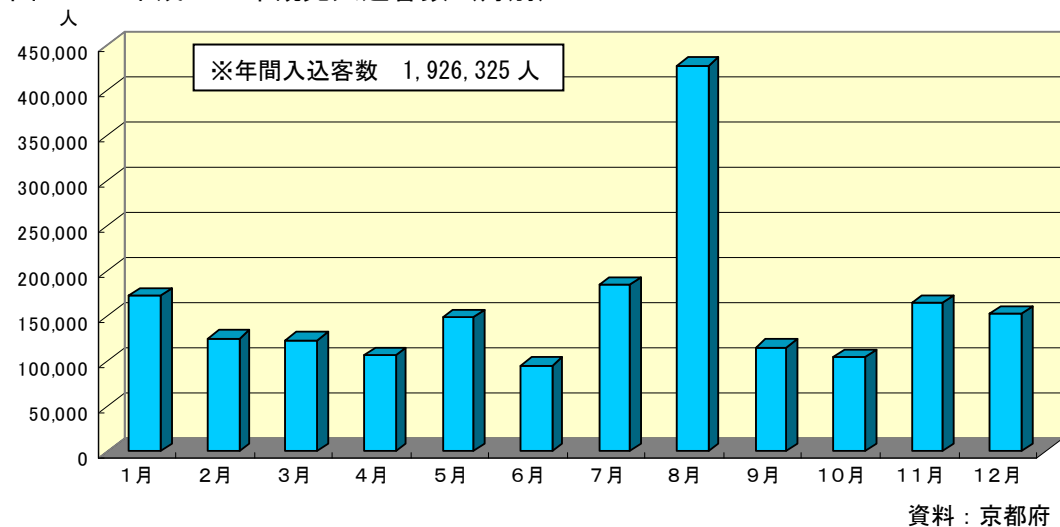
①観光入込客の状況と特徴

- 昭和50年代頃からの「カニ料理」と「温泉」を中心とした戦略が功を奏し、平成10年頃まで大幅に入込客が増加し、平成10年には年間入込客数が220万人に達しました。
- 近年は、海水浴離れ、カニによる誘客がピークを過ぎたことに加え、旅行客のニーズの多様化、停滞する経済状況などの要因により、平成17年以降の入込客数は200万人を切るなど、減少傾向が続いています。
- 夏季の海水浴、冬季のカニを軸とした「2季型」の観光地で、4月、6月、9月、10月の入込客が少ない状況にあります。
- 夏季、冬季とも京阪神地方からの観光客が最も多く、日帰りまたは1泊の短期滞在が中心です。
- 外国人観光客が少ない状況にあります。(外国人宿泊者数は宮津市の6%)

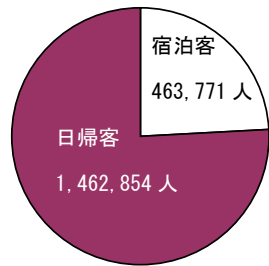
◇図-4 観光入込客数・観光消費額の推移 (S57~H19)



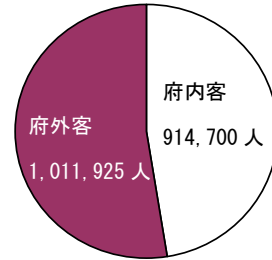
◇図-5 平成19年観光入込客数 (月別)



◇図－6 平成19年観光入込客数（宿泊客・日帰客別、府内客・府外客別）



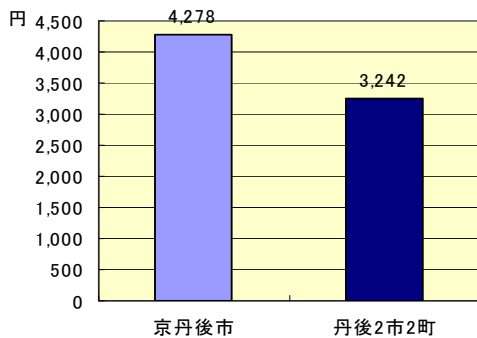
資料：京都府



資料：京都府

◇図－7

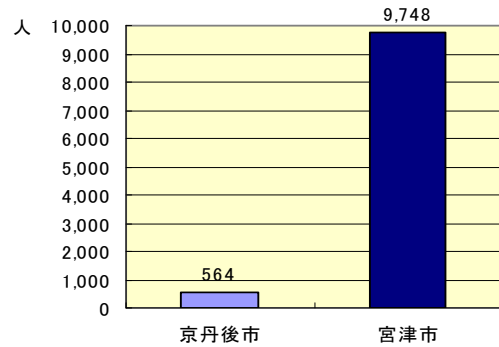
平成19年観光客1人あたり消費額



資料：京都府

◇図－8

平成19年外国人宿泊客数



資料：京都府

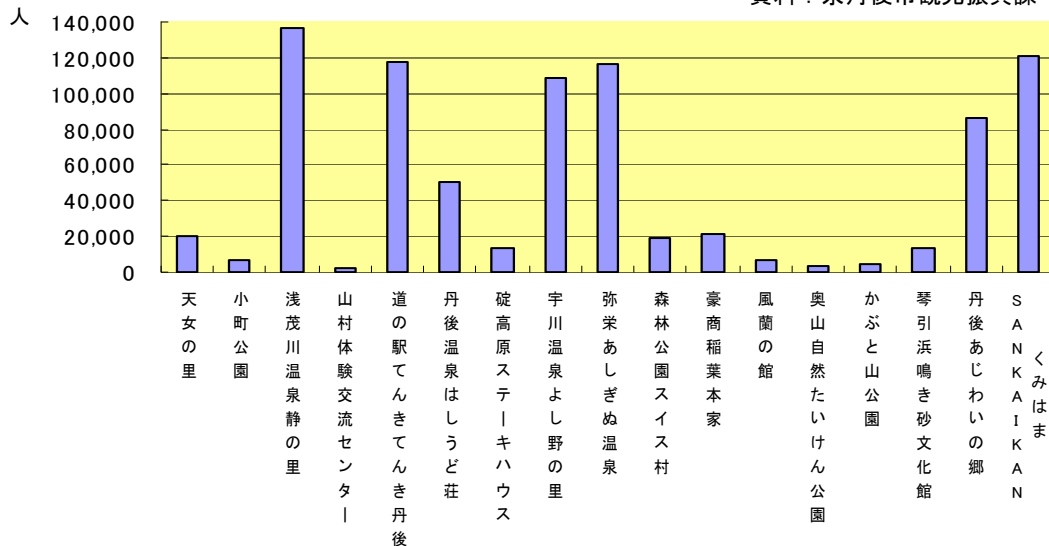
(3)観光施設などの利用状況

①観光施設などの状況と特徴

- 公共観光施設については、平成18年9月から指定管理者制度※を導入し、民間活力による利用増進を図っています。
- 種類別では、「アウトドア施設」がこの5年間ほぼ現状維持を保っているものの他については、市全体の入込客数同様減少傾向にあります。
- 海水浴場の入込客数は年々減少しています。昭和50年代と比較すると約半数であり、少子化、レジャー・休暇の過ごし方の多様化の影響が現れています。

◇図－9 平成20年主要観光施設の利用状況

資料：京丹後市観光振興課



②主要観光施設利用状況の推移

◇表—1 アウトドア・体験施設利用状況の推移

資料：京丹後市観光振興課

施設名	区分	16年	17年	18年	19年	20年
天女の里	入込客数	16,503	19,261	17,235	20,278	20,277
	対前年比	91.0%	116.7%	89.5%	117.7%	100.0%
森林公園スイス村	入込客数	18,450	21,737	19,714	14,191	19,201
	対前年比	63.4%	117.8%	90.7%	72.0%	135.3%
奥山自然たいけん公園	入込客数	3,193	3,133	2,860	2,863	3,044
	対前年比	117.3%	98.1%	91.3%	100.1%	106.3%
かぶと山公園	入込客数	5,607	5,610	5,017	4,679	4,562
	対前年比	71.1%	100.1%	89.4%	93.3%	97.5%

◇表—2 宿泊施設利用状況の推移

資料：京丹後市観光振興課

施設名	区分	16年	17年	18年	19年	20年
山村体験交流センター	入込客数	4,769	3,209	3,714	3,313	2,433
	対前年比	92.7%	67.3%	115.7%	89.2%	73.4%
丹後温泉はしうど荘	入込客数	64,987	64,550	62,037	56,035	50,695
	対前年比	100.7%	99.3%	96.1%	90.3%	90.5%
宇川温泉よし野の里	入込客数	139,283	123,366	109,757	116,318	108,812
	対前年比	91.3%	88.6%	89.0%	106.0%	93.5%
風蘭の館	入込客数	8,167	6,963	6,719	6,542	6,367
	対前年比	102.0%	85.3%	96.5%	97.4%	97.3%

※全施設とも食事客、丹後温泉はしうど荘、宇川温泉よし野の里は外湯利用者を含む

◇表—3 外湯施設利用状況の推移

資料：京丹後市観光振興課

施設名	区分	16年	17年	18年	19年	20年
浅茂川温泉静の里	入込客数	155,958	143,074	137,743	143,462	137,160
	対前年比	100.2%	91.7%	96.3%	104.2%	95.6%
弥栄あしぎぬ温泉	入込客数	127,496	113,059	107,514	111,077	116,648
	対前年比	93.3%	88.7%	95.1%	103.3%	105.0%
おおみや小町温泉	入込客数	72,407	70,912	66,858	63,243	65,615
	対前年比	94.1%	97.9%	94.3%	94.6%	103.8%

◇表—4 その他観光施設利用状況の推移

資料：京丹後市観光振興課

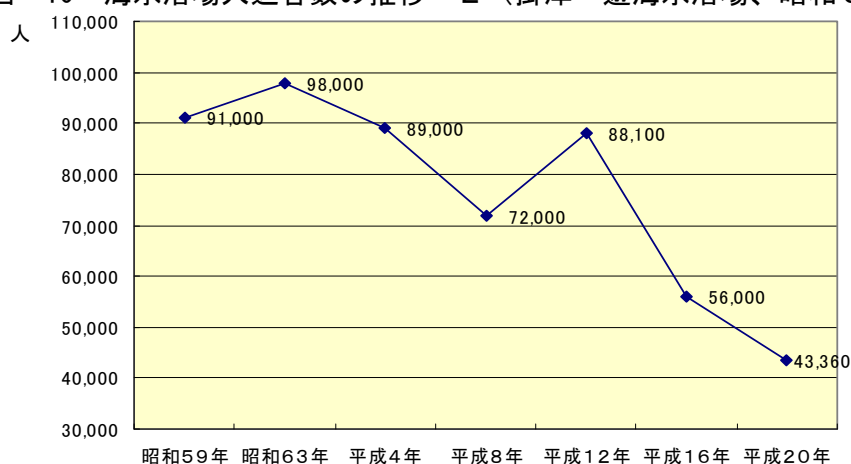
施設名	区分	16年	17年	18年	19年	20年
小町公園	入込客数	4,840	4,573	5,016	7,610	6,813
	対前年比	71.5%	94.5%	109.7%	151.7%	89.5%
道の駅てんきてんき丹後	入込客数	148,882	134,684	121,176	131,976	117,464
	対前年比	97.2%	90.5%	90.0%	108.9%	89.0%
碓高原ステークハウス	入込客数	16,725	15,844	17,050	15,125	13,403
	対前年比	89.9%	94.7%	107.6%	88.7%	88.6%
豪商「稲葉本家」	入込客数	17,458	16,879	18,789	20,485	20,921
	対前年比	89.4%	96.7%	111.3%	109.0%	102.1%
琴引浜鳴き砂文化館	入込客数	13,369	14,752	14,021	15,074	13,613
	対前年比	82.8%	110.3%	95.0%	107.5%	90.3%
丹後あじわいの郷	入込客数	140,102	102,845	90,828	84,856	86,792
	対前年比	95.2%	73.4%	88.3%	93.4%	102.3%
くみはまSANKAIKAN	入込客数	92,494	103,980	114,621	112,774	120,797
	対前年比	88.0%	112.4%	110.2%	98.4%	107.1%

◇表—5 海水浴場入込客数の推移—1（全海水浴場、平成16年以降）

海水浴場名	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
浜詰	48,400	33,300	38,800	44,160	48,134
浅茂川	18,400	20,300	17,700	18,500	16,650
小浜	12,700	9,100	8,500	10,380	10,158
掛津・遊	56,000	52,500	39,900	47,130	43,360
砂方	4,469	3,738	3,394	3,292	4,872
後ヶ浜	23,184	19,230	13,961	13,542	2,438
竹野	1,757	1,410	1,054	1,022	1,308
中浜	6,778	5,876	4,520	4,384	4,293
久僧	2,571	2,127	1,868	1,811	2,628
平	32,272	30,060	22,208	21,541	30,804
蒲井浜	9,325	6,662	6,573	5,054	4,599
小天橋	31,890	22,850	28,931	34,666	34,319
葛野浜	18,515	14,470	17,710	29,975	28,177
箱石浜	2,996	3,358	2,756	2,107	1,854
合計	271,737	223,453	218,397	254,374	259,295

資料：京丹後市観光振興課

◇図—10 海水浴場入込客数の推移—2（掛津・遊海水浴場、昭和59年以降）



資料：京丹後市観光振興課

(4)テーマ別の資源

海岸線のほとんどが国の自然公園に指定されており、経ヶ岬から丹後松島、屏風岩、立岩へと続く海岸景観、鳴き砂の浜で国の天然記念物及び名勝に指定される琴引浜、「日本の夕陽百選」に指定される夕日ヶ浦、北近畿一のロングビーチで約6kmも続く小天橋海岸などが特に美しく有名です。

山地には北近畿最大級のブナ林など緑豊かな風景が広がる一方、海岸線を中心に40ヶ所もの温泉に恵まれ、温泉宿、日帰り温泉とも充実しています。

また、日本ジオパークに認定される「山陰海岸ジオパーク※」に市全域が含まれており、奇岩や断層など貴重で特色ある美しい地質遺産が各地に存在します。

豊かな自然がもたらす食にも恵まれ、秋には食味ランキング※で特Aと評される丹後産コシヒカリが収穫され、冬は、有名なブランドガニ「間人ガニ」が水揚げされます。

歴史遺産・伝承も多く、日本海側最大級の網野銚子山古墳など数多くの遺跡があり、「古代丹後王国」が存在したとも言われる一方、静御前、細川ガラシャ、羽衣天女など、七人の姫物語「丹後七姫伝説」があります。

◇表—6 特徴的な観光資源

テーマ	観光資源の名称など	指定、登録など
自然	京丹後市全域の特徴的地質、地形 (鳥取市から京丹後市の範囲)	山陰海岸ジオパーク※ 日本の地質百選
	八丁浜から経ヶ岬までの海岸及び 一部山間部	丹後天橋立大江山国定公園
	八丁浜から久美浜までの海岸部	山陰海岸国立公園
	国道178号 (丹後町、網野町、久美浜町)	日本風景街道※「古代ロマン街道」
	経ヶ岬灯台	日本の灯台50選、京都百景 近代化産業遺産群 続33
	立岩・屏風岩・丹後松島・経ヶ岬の 海岸景観	京都府景観資産
	丹後松島	京都百景
	立岩	京都百景
	琴引浜(鳴き砂)	国指定天然記念物及び名勝、日本の白砂青松 百選、日本の渚・百選、残したい日本の音風景 百選、日本最良、最大の鳴き砂の浜
	琴引浜の白砂青松と鳴き砂	京都府景観資産
	夕日ヶ浦の夕日	日本の夕陽百選
	小天橋	日本の水浴場88選、北近畿一のロングビーチ
	内山ブナ林	北近畿最大級の面積
	離湖	京都府内最大の淡水湖
	トウテイラン	近畿一の群生地、日本固有種
	温泉	源泉数京都府一、木津温泉は京都府最古
郷村断層	国指定天然記念物	
文化	袖志の棚田	日本の棚田百選
	久美浜湾の牡蠣の養殖景観	京都府景観資産、京都府文化的景観
	御旅市場	日本一短いアーケード
	丹後ちりめん	日本一の絹織物生産地
	琴引浜鳴き砂文化館	世界で唯一の鳴き砂専門の資料館
歴史	網野銚子山古墳	日本海側最大規模の前方後円墳、国指定史跡
	赤坂今井墳墓	国内最大級の方形墳墓、国指定史跡
	方格規矩四神鏡	日本最古の紀年銘鏡
	浦嶋伝説	日本最古の浦嶋伝説の地
	羽衣天女伝説	日本最古の羽衣天女伝説の地
食	丹後産コシヒカリ	食味ランキング※最高評価「特A」ランク
	間人ガニ	こだわりのブランドガニ
	サワラ	漁獲量日本一(京都府)

※テーマ別観光資源一覧は参考資料を参照

(5)主要観光施策

第1京丹後市総合計画では、観光の振興に関する「8つの施策方針」を打ち出しています。

施策方針ごとの主要な取り組み状況は次のとおりです。

①「感動半島・京丹後」の実現

事業名	実施年度	実施状況
山陰海岸ジオパーク※推進事業	20～	地質遺産を活用した「ジオパーク」の世界登録を目指し、全国的、世界的な発信と観光資源としての保全に努める
農林水産業連携事業	19～	猪、鹿、サワラ、かにまんなどの新たな特産品の創出や、農業体験、漁業体験など各種メニューの実施
花めぐりパンフレット作成	19	市内の四季折々の花の名所、魅力を紹介するパンフレットを作成配布
丹後まほろばぐるり旅	17～	ボンネットバスを活用した市内観光ツアーの実施

②歴史文化の保全と活用

事業名	実施年度	実施状況
京丹後七姫パンフレット作成	18	市内に伝承されている七人の姫及びそのゆかりの地などを紹介するパンフレットを作成配布

③観光資源のネットワーク

事業名	実施年度	実施状況
観光フォトコンテスト	17・18	市内観光資源の再発見と入賞写真の活用による観光資源の効果的発信

④四季型滞在観光の推進

事業名	実施年度	実施状況
観光圏※整備事業	20～	「観光圏」の国指定を受け、丹後3市2町で滞在型の観光地振興を目指し、広域による各種関連事業を実施
体験型観光推進事業	20～	体験型観光推進協議会を設立し、庁内、関係団体などと連携しながら四季を通じての体験メニューづくりなどの実施
観光の魅力づくり等推進事業	16～	入湯税を活用した観光インフラ※整備、観光振興に寄与するイベントなどへ補助金を交付し、年間通じた観光振興を図る
丹後あじわいの郷支援事業	16～	観光の中核施設であり、四季の自然の魅力あふれる丹後あじわいの郷の運営補助

⑤健康志向に対応した観光の推進

事業名	実施年度	実施状況
温泉活性化事業	18・19	温泉と地域観光資源を活用した健康づくりプログラムの開発及びモデルツアー※の実施

⑥環境先進地としてのエコツーリズム※の推進

事業名	実施年度	実施状況
環境PR及びエコ体験推進	16～	琴引浜の鳴き砂、エコエネルギー施設などを観光素材としてPRするとともに、環境学習ツアー、各種体験の実施

⑦情報発信の強化

事業名	実施年度	実施状況
観光パンフレット作成事業	16～	「ほんもの出会い旅」、「七姫伝説」、「花めぐり」、「湯けむり案内状」、「ステラ」(大河ドラマ「義経」「巧名ヶ辻」版)
ホームページ発信事業	16～	京丹後市ホームページにおける「観光情報」の充実強化(スポット、イベント紹介、パンフレット電子ブックなど)
観光サイン※整備事業	16～	市内主要道路沿い、駅に統一デザインによる観光案内看板を設置し、市のイメージ発信、観光客の利便性向上を図る

⑧交流の機会づくり

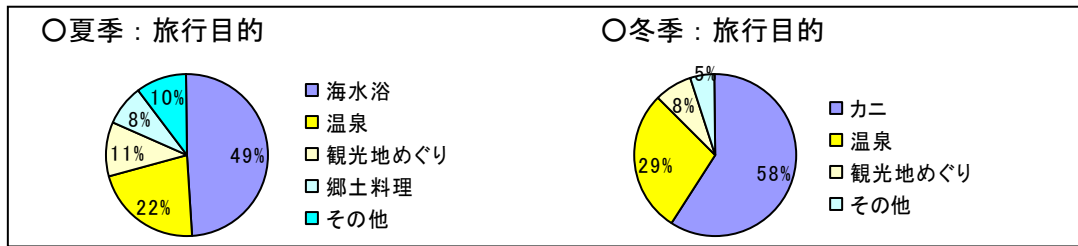
事業名	実施年度	実施状況
イベント実施	16～	歴史街道丹後100kmウルトラマラソン、フェスタ飛天、ドラゴンカヌー大会など

(6)観光客の評価

平成19年、兵庫県立大学経済学部(研究代表者 友野哲彦氏)による『持続可能な「海業」に関する調査研究』事業で実施された、京丹後市内宿泊客などを対象とした「アンケート調査レポート」(その中から下記調査を参照)を基に、本市観光客の評価について分析しました。

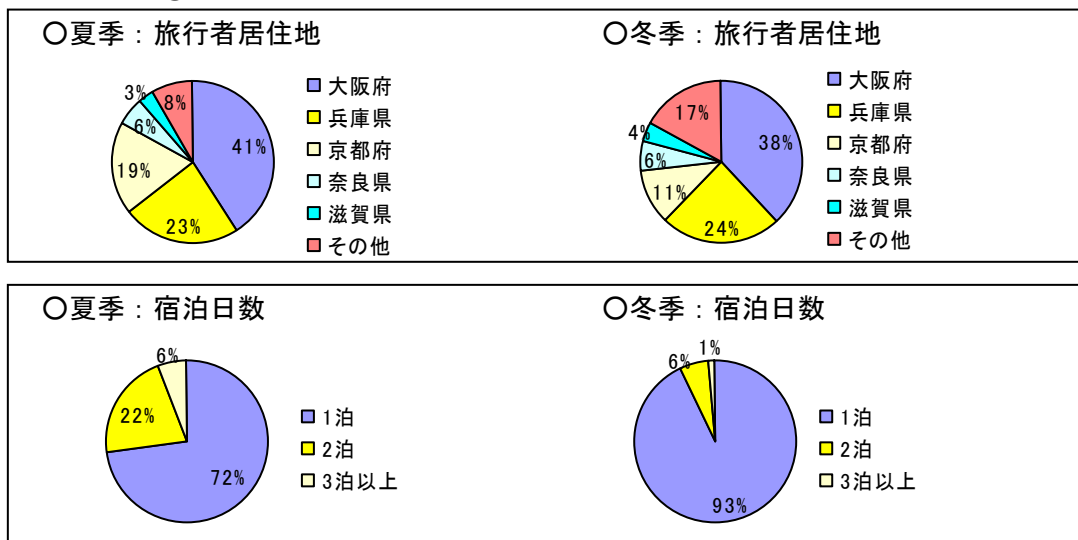
A 夏季宿泊客調査 (以下、「 <u>夏季</u> 」という)	
・ 実施日	平成19年8月1日～19日
・ 調査場所	久美浜町、網野町、丹後町の40ヶ所の宿泊施設
・ 調査対象	宿泊を伴う訪問者
・ 回収数	2,172組
B 冬季宿泊客調査 (以下、「 <u>冬季</u> 」という)	
・ 実施日	平成19年11月16日～12月3日
・ 調査場所	夏季協力施設のうち回収率の高かった30施設
・ 調査対象	宿泊を伴う訪問者
・ 回収数	1,302組
C 都市部住民調査 (以下、「 <u>都市部</u> 」という)	
・ 実施日	平成19年12月10日～11日
・ 調査場所	WEB上
・ 調査対象	京都市、大阪市、神戸市在住者
・ サンプル	1,020
※グラフ数値は四捨五入しています	

◇図 1 1-① 京丹後市への旅行の目的



夏季は、海水浴以外の目的も半数を占めますが、冬季はカニと温泉が大半を占めており、他の要素は非常に少ないことがわかります。

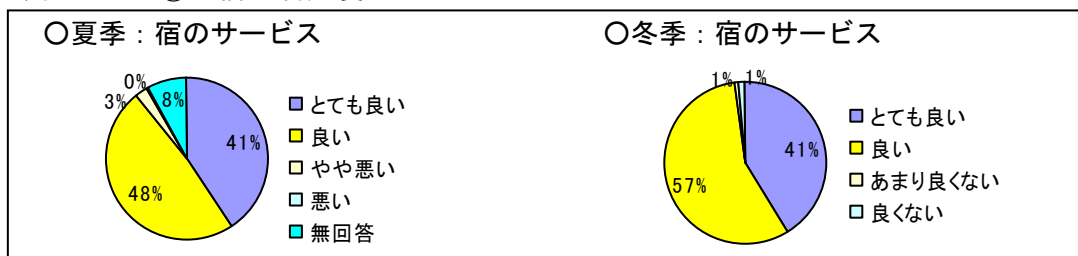
◇図 1 1-② 旅行者の居住地と宿泊日数



旅行者の居住地は、夏季、冬季とも、大阪府、兵庫県、京都府の順で、全体の7割～8割を占めます。特に、大阪府と兵庫県が約6割と圧倒的に多くなっています。

「今回の旅行全体での宿泊日数」の問いに対しては、「1泊」が圧倒的に多く、「京阪神地域からの1泊」が旅行者の大半を占めていることがわかります。

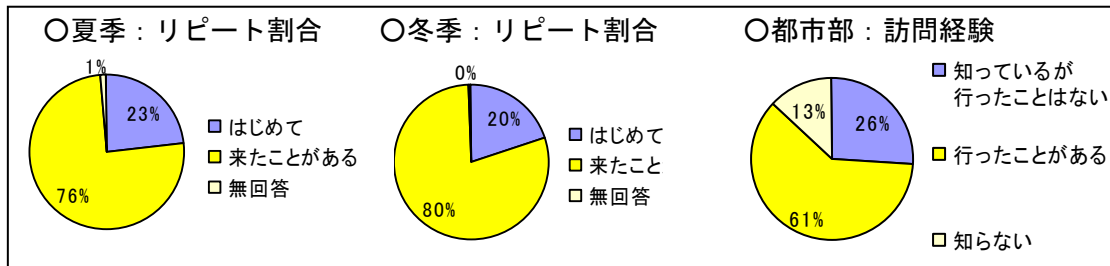
◇図 1 1-③ 宿の満足度



宿のサービスについて、夏季、冬季とも、「とても良い」、「良い」をあわせると9割以上に上ります。

また、料理について、「満足」が夏季は約7割、冬季は約8割と非常に高く、宿の満足度は非常に高いことがわかります。

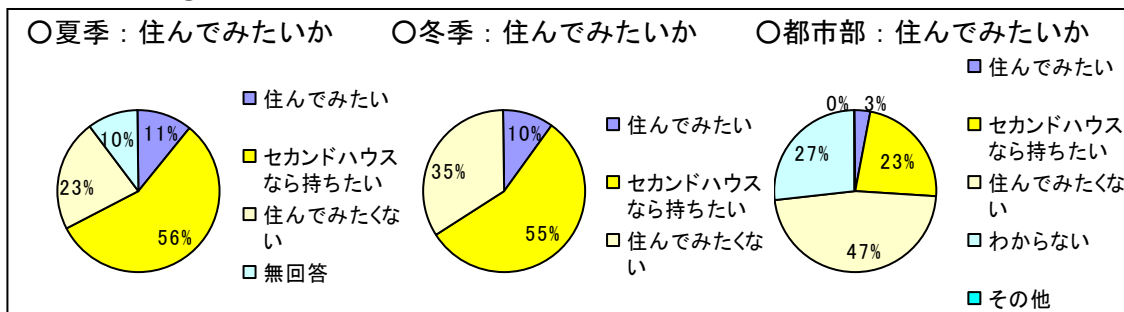
◇図11-④ リピート※割合



「これまで京丹後市に来たことがありますか」の問いに対し、夏季、冬季とも7割以上の方が「来たことがある」と答え、リピーター※の割合が非常に高いことがわかります。

また、都市部においても、「行ったことがある」が約6割を占める結果となっており、京阪神地域の住民にとって、京丹後市は身近な旅行先として認知されていることがうかがえます。

◇図11-⑤ 旅行者の京丹後市の評価



「将来、京丹後市に住んでみたいと思いますか」の問いに対し、都市部では、「住んでみたい」2.6%、「セカンドハウスなら持ちたい」22.5%であるのに対し、実際に訪れた方を対象とした夏季、冬季では、「住んでみたい」約10%台、「セカンドハウスなら持ちたい」が55%台と、飛躍的に数値が高くなっています。

一度来た人に「住んでみたい」と思わせる魅力が存在することがうかがえます。

※アクセス手段

夏季、冬季とも「車（自家用車）」が約9割と圧倒的に多く、「鉄道」は4～5%と非常に少なく、「観光バス」は夏季、冬季ともさらに少数となっています。

※情報ツール※

1位は「インターネット」で、夏季は約4割、冬季は約3割と高い数値を示します。2位以下は、夏季は「雑誌」、「チラシ広告」、「口コミ」、冬季は、「口コミ」、「雑誌」、「チラシ広告」と続きます。

※周遊パターン

「他に訪れる観光地は」の問いに対し、夏季、冬季とも「天橋立」、「城崎」、「出石」

の割合が市内の観光地「琴引浜」、「夕日ヶ浦」、「経ヶ岬」などよりも総じて多く、市内で宿泊しても、滞在時間は短く、周辺の観光地へ移動する傾向が現れています。

3 観光振興の課題整理

(1) 総合的な課題

① 観光による生活基盤の継承発展が早急に必要です

京丹後市の歴史に根ざしたふるさとの生活基盤が弱体化しつつあり、このままでは文化から自然にわたる地域の基盤が失われることが危惧されます。この現状を解決するため、観光により早急に地域生活の継承発展に取り組む必要があります。

【課題】

- ・自分の住む地域に誇りを持っていない。また、地域の魅力を語るができない。
- ・観光資源となりうる地域の文化、伝統が継承されず、地域の特色を失いつつある。

② 地域の資源、四季折々の魅力が十分に活かされていません

京丹後市には、豊富な海産資源に恵まれた日本海があり、これらと一体となった漁村、自然海岸が今も残されています。また、長い歴史に培われた農林業、ちりめん産業は先端産業にも受け継がれ、ものづくり文化として息づいています。

さらに、日本ジオパークに認定され、世界への発信も可能な「山陰海岸ジオパーク※」の貴重な地質遺産もあり、これら魅力的な資源が単に残っているだけでなく、地域の誇りとして、ほんまもんを十分に活かし、未来につなげる観光価値を追及しなければなりません。

【課題】

- ・京丹後市の海、山の四季の魅力、食の魅力が、十分に観光へ活用されていない。
- ・「カニ」に勝る食材がない状況であり、新たな食の目玉が必要。
- ・温泉は内湯、外湯、足湯など数、種類は豊富にあるが、十分に活用されていない。
- ・宿などで地元の海産物、農作物の使用率がまだ低く、流通の仕組みなどを生産者、商店を含めて検討する必要がある。
- ・海岸線を海から見ることであれば大きな観光の魅力になるが、外海などの条件で実現に至っていない。
- ・漁業体験などは旅行者のニーズが高いが、漁業者との調整などで課題があり、一部での実施に止まっている。
- ・最先端技術の機械金属工場が観光面で活用されていない。

③ もてなしの文化を発揮する必要があります

京丹後市の風土は、人々をあたたくもてなす気質がありますが、観光の場面ではまだまだ十分に発揮されていません。来訪者の気持ちを大切に、普段の気持ちよいあ

いさつから接遇、道の案内など様々な点で改善の余地があり、これらに積極的に取り組むことが求められています。

【課題】

- ・市の魅力、観光地などの状況を市民が説明できない。
- ・市民に観光客をもてなす気持ちが少なく、積極的に観光客へ話しかけられない。
- ・観光関連業者では接客について研修しているが、市全体、市民を含めたもてなしのレベルは低い。

④外国人旅行客を誘致し、国際観光を推進する必要があります

京丹後市の豊富な観光資源、それを活かした体験やエコの取り組みは、世界へ通用する可能性を秘めています。外国人旅行客は少ないのが現状です。今後は、国の政策と連動したインバウンド※施策により、外国人旅行客の増加を図り、国際観光を推進する必要があります。

【課題】

- ・外国人観光客を受け入れる必要性の認識が、観光業者において高くない。
- ・観光協会、行政によるリーダーシップで意識改革と受入体制の整備が必要。

⑤地域の魅力・情報を効果的に発信することが重要です

魅力ある京丹後市の資源が十分に人々に伝わっていません。普段の当たり前のものであっても、遠方の人々には希少価値として評価されるものが質的、量的に多くあり、これらを限られた予算の中で効果的に活用していくことが求められています。個々の魅力ではなく市域全体で情報を共有し、展開していくことが必要です。

【課題】

- ・広域組織によるものを含め、パンフレットの種類が多すぎてわかりにくい。
- ・パンフレットの効果的な配布先、活用方法の検討が必要。
- ・食事処、土産物処などのこまめな情報の整理、的確な提供ができていない。
- ・観光情報サイトが市、観光協会の両方に分かれているため、わかりにくい。
- ・地域のイベント情報など観光客や宿が必要とするこまめな情報がわかりにくい。
- ・素材はいいものがあるが、ニーズに応じた発信、効果的なPRがうまくできていない。

⑥アクセスの改善と地域内交通を充実させる必要があります

今後、首都圏からの誘客を推進するためには、飛行機など首都圏からのアクセス環境を改善することが重要です。また、市内観光地を結ぶ地域内交通を充実させることにより、観光客の利便性の向上と滞在の促進を図ることが必要です。

【課題】

- ・市内の観光地、観光スポットは広範囲にわたって存在するが、地域内交通の利便性が低いため観光客の周遊が困難な状況にある。
- ・案内看板が不十分でわかりにくく、観光客の誘導ができていない。

⑦地域や業界、市民が一体となって取り組む体制が必要です

6つの地域が合併してできた京丹後市は、地域や観光団体、市民も含めて一体となった観光を振興する体制が確立されていません。事業を推進していくには、地域、業界など関係者が一体となった取り組み体制が必須です。

【課題】

- ・観光施設、観光業者間の横の連携、まとまりが弱い。
- ・これまでいろんな機会でもちづくりについて議論、提言などをしてきたが、なかなか実現されない。計画が実現されるための推進体制を検討する必要がある。

(2)地域別の課題

①峰山地域

都市的な集積が見られる京丹後市の中心地で、産業観光の取り組みをはじめ、社寺などの歴史資源やスポーツ・文化施設などを活かし、観光へ取り組む意識を高めつつ、まちと産業の観光魅力の向上に取り組む必要があります。

②大宮地域

沿道型の商業集積がある京丹後市の玄関口ですが、観光への意識はやや低く、交通便利性を活かした観光情報の提供や案内、トイレなどの施設整備、農業や自然を活かしたほんまものの観光への取り組みが必要です。

③網野地域

京丹後市で最大の宿泊観光拠点を形成しており、ホスピタリティ※、食、温泉、まち歩き、自然の活用など、豊富な資源を活かして総合的な観光への取り組みを重点的に取り組む必要があります。

④丹後地域

丹後半島の海岸景観を活かし、食や漁村、漁港など、風情のある観光活動を推進し、また周遊する楽しみを提供できるようにする必要があります。

⑤弥栄地域

農林業の魅力や高原の施設、伝説などの物語を活かし、ゆっくりと地域の魅力を楽しむ観光地づくりを行う必要があります。

⑥久美浜地域

久美浜湾の穏やかな自然景観などの魅力を活かし、街並みと歴史、食を楽しめる滞在時間の長い観光活動に誘導する必要があります。

第2章 将来ビジョン

1 コンセプト※

『極上のふるさと観光づくり』

全市域のあらゆる資源を観光に結びつける

「京丹後まるごと観光」

京丹後市には、自然、温泉、味覚、歴史、文化など素晴らしいふるさとの資源が市域全体にわたり存在し、地域の将来の発展に向けては、これらの貴重な資源を活かした観光を振興することが最も重要な課題です。「観光なくして京丹後市の発展はない」ことが出発点です。

そして、観光客のための観光ではなく、ふるさとを守り、育てる地域のための観光にこだわる「住んでよし、訪れてよし」の観光地を目指します。

このため、観光関係者だけでなく、行政はもとより市民が参加し、地域が一体となって、観光の可能性を最大限に追求するため、全国でもまれな質をもった「極上のふるさと」を目指した観光地づくりに取り組みます。「極上のふるさと観光づくり」は、これまでの曖昧で漠然とした観光から脱皮し、限られた人、もの、情報、資金の集中と選択を行い、戦略的に観光ビジネスを創造し、地域の雇用の増大と幅広い分野にわたる地域経済の活性化を図り、「観光立市を実現」を目指します。

2 目標数値 ※現状は平成19年、目標は平成23年の数値

□年間観光入込客数 現状 192万人 ⇒ 目標 **220万人** 15%増

未曾有の経済不況にあって大幅な増加は困難ですが、年間10万人増加で3年後にはピーク時(平成10年)の数値に戻すことを目標とします。

□年間宿泊客数 現状 46万人 ⇒ 目標 **60万人** 30%増

「京都府丹後観光圏※」による広域での連泊・滞在の仕組みづくり、体験型観光推進による滞在促進の取り組み、教育旅行の誘致、農家民泊※などを推進することで、宿泊率の増加(24%→27%)を目指します。

□年間外国人宿泊客数 現状 564人 ⇒ 目標 **2,500人** 2,000人増

宮津市はすでに9,000人を超えています。日本への外国人旅行客は順調に伸びており、広域連携による誘致活動を強化することで、飛躍的な増加を目指します。

3 基本方針とテーマ

基本方針 1 かけがえのないふるさとを守り育てる観光を目指します

市民にとって、京丹後市の海、山やまちはたったひとつしかないかけがえのないふるさとです。

ここには、先祖が残してくれた歴史、文化、自然があり、先ず、これらを守り育てる観光に取り組みます。

【テーマ】

- ①歴史遺産、地域の「宝」を活かします
- ②ふるさとの物語を伝え感動につなげます
- ③ジオパーク構想を推進し、豊かな自然を守り活かします

基本方針 2 地域資源を活かして未来を拓くほんまもん観光・体験を提供します

京丹後市には、海、山、里の自然、農業、漁業、ものづくり、食、歴史、まちなどが織り成すここにしかない地域の資源が豊富にあります。

これらの資源にこだわり、活かして、地域の未来を築くために、ほんまもんの観光、ほんまもんの体験を提供します。

【テーマ】

- ①海の観光
- ②農の観光
- ③ものづくり観光
- ④まち歩き観光
- ⑤京丹後ブランドとなる土産物づくり

基本方針 3 京丹後人気質をもったもてなし観光と国際観光に取り組みます

京丹後人は、勤勉さ、こだわりの真摯さ、地域の結束力などの気質があり、この土地が先祖から受け継いできた心をもって、京丹後市ならではの温かいもてなしを特徴とする観光を創ります。

また、「極上のふるさと」を積極的にアピールし、外国人旅行客の誘致に積極的に取り組みます。

【テーマ】

- ①味の極上地づくり
- ②ゆっくり滞在できる宿泊魅力の向上
- ③ホスピタリティ※の向上
- ④インバウンド※の推進
- ⑤修学旅行の魅力づくりと誘致
- ⑥快適に移動できる交通環境・サイン※の整備
- ⑦環境に優しい観光活動の促進

基本方針 4 徹底したマーケティング※手法で戦略的に情報を発信します

観光客のニーズを把握し、地域の資源を最大限に活かせるイメージやテーマ、ターゲットを絞り込み、優先順位、費用対効果などの視点から戦略的に情報を発信します。

【テーマ】

- ①観光マーケットへの感度向上
- ②訴求力のあるイメージづくり
- ③ターゲット戦略
- ④効果的な情報発信
- ⑤情報発信ツール※の選択と集中

基本方針 5 地域が総ぐるみで観光に取り組みます

観光は地域が総ぐるみで競争する時代になっており、個々の事業者や地域だけでは限界があります。

各地域を越えて市域がひとつとなり、産官、業種、業界、年齢などを越えて観光に取り組みます。

【テーマ】

- ①総合的な観光推進組織づくり
- ②観光活動の原動力となる人材の育成
- ③観光立市推進条例との連携

第3章 アクションプラン

1 アクションプランメニュー

アクションプランメニューは、前章で述べた基本方針ごとに、市、観光関係団体、観光事業者、市民などが取り組むべき具体的な事業の提案で、3年以内に実施に向けた検討を行い、一つでも多くの事業を実施または着手することを目標とします。

「重点メニュー」（太字）は、その中でも特に重要と位置づけるものです。

基本方針 1 かけがえのないふるさとを守り育てる観光を目指します

テーマ① 歴史遺産、地域の「宝」を活かします	歴史の宝庫、京丹後の発信	
	1	・全国に発信できる歴史的な魅力、資源をさらに関係者で研究・協議する
	2	・代表的な古墳、史跡を絞り、見学できるための環境整備を行う
	3	・丹後生誕1300年(2013年)を記念したイベントの実施
	4	・歴史、文化、伝説などを紹介するシリーズ的なガイドブックの作成
	5	・社寺関係者との協力連携の推進
	地域の「宝」の活用	
6	・「地域遺産」、「京丹後百景」などの登録制度の実施	
7	・地域の祭を利用した観光客の誘致	
テーマ② ふるさとの物語を伝え感動につなげます	伝説・伝承の活用	
	8	・丹後七姫の各種PRへの活用、ゆかりの地環境整備を行う
	9	・各地に伝わる貴重な伝説・伝承を観光に活用する
テーマ③ ジオパーク構想を推進し、豊かな自然を守り活かします	「山陰海岸ジオパーク※構想」の推進	
	10	・貴重な地質遺産を世界に発信する「世界ジオパーク」登録に向けた取り組み及びジオサイト※を活用した特徴的なジオツーリズム※の推進
	豊かな自然活用	
	11	・「自然公園ふれあい全国大会」を機に散策コースの設定とガイド案内の実施
12	・貴重な植物のある風景(トウテイラン、ユウスゲ、フクジュソウなど)の積極的な活用と、フクジュソウなどを地域で育て販売する仕組みづくりを行う	

基本方針 2 地域資源を活かして未来を拓くほんまもん観光・体験を提供します

テーマ① 海の観光	漁業者と連携した海の体験の実施	
	13	・漁船などを活用した遊覧船やシータクシー※の実施
	14	・各種漁業体験、漁港、セリ見学の実施と漁家民泊の取り組み推進
	15	・海業振興協議会による観光と漁業を結びつける検討、連携の推進

テーマ② 農の観光	農業者と連携した農業体験の実施	
	16	・農業体験、自然ふれあい体験の実施と古民家等を利用した宿泊、農家民泊※の実施
	17	・山間部で農業体験と海の体験などを組み合わせた1泊2日体験メニューの提供

テーマ③ ものづくり観光	機械金属工場の見学	
	18	・「丹後ものづくりパーク」を拠点とした機械金属工場の見学実施
	19	・機械金属業の土産物開発
	20	・関係者による協議会の設置とサポート体制の確立
	丹後ちりめん観光	
	21	・丹後ちりめんを活用した工場見学、小物づくりや和装体験の実施
	22	・ちりめん製傘の貸し出し、着物が見える街並みの演出などとまち歩きとの連携
	23	・成人式用の着物が購入できる女性親子向けのツアーの実施

テーマ④ まち歩き観光	市内を周遊する観光ルートの設定	
	24	・各町の代表的なスポットを入れた定番観光ルートと、エリア別、所要時間別、テーマ別など、多種多様な観光ルートの設定
	地域文化にふれられるまち歩きコースの作成	
	25	・各町の代表的な地域を絞ったまち歩きコースの設定と、コース内の順路標識、看板整備
	26	・自転車、ちりめん製傘の貸し出し、観光客と地元の人とのふれあい機会の設定など、地域の特徴、丹後の特色を活かした演出
	27	・まち歩きガイドの制度化と有効活用
	28	・空き家、空き店舗の有効活用の検討
	観光ルート、まち歩きコースの発信	
	29	・観光ルート、まち歩きコースをまとめたマップ集、ガイドを作成し、宿、観光施設などへ配置するとともに、インターネット上での配信を行う

テーマ⑤ 京丹後ブランド となる土産物づくり	土産物の改良・開発	
	30	・市の代名詞、顔となる代表的な土産物開発
	31	・機械金属業の土産物開発(再掲)
	32	・地場産業を活かしたちりめん製品、特に女性をひきつける製品の開発
	33	・サワラなどの水産加工品、くずナシなど果実の有効活用による特産品開発
	34	・土産物、特産品づくりに対する行政支援の確立
	土産物のPRと情報発信	
	35	・マスコミ、著名人を利用した商品PR
	36	・土産物処マップの整備

基本方針 3 京丹後人気質をもったもてなし観光と国際観光に取り組みます

テーマ① 味の極上地づくり	カニを中心とした食の魅力	
	37	・冬でも他の食が選択できるコース、質重視コース、夏限定のカニ料理など、カニメニューに多様性を持たせる
	38	・なぜ丹後で食べるカニがおいしいか、ストーリー性や五感で味わってもらえる工夫
	季節感ある食と地産地消の推進	
	39	・農業者、漁業者と観光業者とをつなぐ関係者による協議の推進
	40	・その日に収穫、出荷される商品がインターネット発信される仕組みづくりの検討
	41	・飲食店などにおける地産地消、丹後ブランド使用のPR(共通のれんの設置など)
	42	・山菜採りなど自然の恵みを活かした体験メニューの開発と食への活用
	43	・ばら寿司などの郷土料理、海、山、里の地元食材を活かした食づくり体験の実施
	44	・有害鳥獣を活用したシカ、イノシシ肉の活用
	45	・特産品化に取り組んでいるサワラを提供する食事処、土産物店、宿の増加を図る
	46	・丹後あじわいの郷に、丹後一円の食と土産物を集めて発信、販売する
テーマ② ゆっくり滞在できる宿泊魅力の向上	京都府丹後観光圏※で連携した宿泊・滞在の魅力づくり	
	47	・京都府丹後観光圏での取り組みと連携し、丹後でのゆったりした過ごし方の提案、特色ある体験など、滞在、連泊の仕組みづくりと一体的な発信
	48	・民泊を推進し宿泊の新たな選択肢、ターゲットを広げる
	49	・「泊食分離」を増やすとともに、食事処マップなど、食事処の情報提供を行う
	50	・宿が営業マンになって、地域の観光の魅力を的確にPRする
	数、種類が豊富な温泉のさらなる活用	
	51	・数・種類が豊富な温泉のまちを一体的にPRする取り組み(「京丹後七湯」など)
	52	・長寿の里であることと温泉、薬草、運動、食などを組み合わせた健康、美容をテーマにした旅行商品開発
53	・飲用温泉水の販売	
テーマ③ ホスピタリティ※の向上	観光業におけるもてなしの向上	
	54	・観光関係者全体でもてなしの資質向上に取り組む
	55	・宿、観光施設で統一のご意見箱を設置し、施設毎に分析と対応を実施
	市全体でのもてなし	
	56	・「もてなし大賞」の実施、学校、地域、企業などへの協力要請など、市全体でのもてなしの意識の向上を図る
	57	・市民が地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上を図る
	58	・観光ガイドの有効活用、周知徹底を図る
	観光施設の整備活用	
	59	・観光施設間の連携を強化し、相互の利用促進、周遊を促進する
	60	・バスが停車できる場所、散策ルート上などへのトイレの整備と適切な管理
61	・まちの商店、宿、民家などを活用したお茶のみ処、トイレ処などの整備	
62	・丹後ちりめん資料館、野村克也記念館など新たな観光施設整備の検討	

テーマ④ インバウンド※ の推進	インバウンドの推進と受入体制整備	
	63	・外国人から見た丹後の良い点を調査し商品戦略をたてながら、東アジアを中心としたプロモーション、誘致活動の実施
	64	・「山陰海岸ジオパーク※」による世界的発信力を活かし、外国からの旅行客増加を図る
	65	・丹後広域観光キャンペーン協議会※、豊岡市など広域連携による誘客の推進
	66	・外国語講座、接客のあり方など、研修機会を増やす
	67	・外国語パンフレット、ホームページ、サイン※の整備
	68	・人材バンクを設置して、通訳などを派遣できる仕組みをつくる

テーマ⑤ 修学旅行の魅力 づくりと誘致	修学旅行の誘致	
	69	・環境の取り組み、地域の特色を活かしたほんまもん体験などを中心にPRし、積極的に修学旅行誘致を図る
	70	・外国からの教育旅行誘致を推進する
	71	・民宿等での「分宿※」形態を地域で取り組み、地元の人とのふれあいをアピールする

テーマ⑥ 快適に移動できる 交通環境・サイン※の整備	アクセス、丹後周遊の交通網整備	
	72	・京都縦貫自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の早期整備促進
	73	・コウトリ但馬空港～羽田空港直行便の実現に向けた取り組み推進
	74	・丹後半島一周道路(R178)の道路改良、城崎久美浜間の三原峠トンネルの早期着手を促進
	75	・「日本風景街道」※登録(R178 丹後町～久美浜町)を活かした道路環境整備
	76	・大宮森本 IC 完成を見越し、弥栄、丹後方面へのアクセスルート改善
	市内周遊手段	
	77	・観光施設間の連携を推進し、各施設を周遊する手段を検討する
	78	・上限 200 円バス※の路線拡大、バス停増設に伴う、観光ルート、マップ作成
	79	・丹後地域広域での1日乗り放題バスの運行
	駅周辺整備及び北近畿タンゴ鉄道の活用	
	80	・駅施設、機能の総点検と必要な整備、適切な管理運営
	81	・北近畿タンゴ鉄道の着物着用者割引、バス周遊とセットにしたチケット発行など
	82	・主要駅を拠点としたレンタサイクルの実施と、サイクルトレイン※の観光への活用
	観光サイン整備	
	83	・誘導看板、説明看板などの現状調査と計画的整備、老朽化看板の早期撤去
	84	・まち歩きコースへの歩行者用の誘導看板・説明看板の設置(再掲)
	85	・丹後半島の西と(久美浜)と東の入口(宮津市)に、「丹後半島入口」看板の設置

テーマ⑦ 環境に優しい観 光活動の促進	環境整備	
	86	・花運動、植樹、清掃活動を広げるため、助成制度など行政が情報提供、支援を行い、「市民花壇」、「企業花壇」などによる自主的な環境運動を推進
	87	・年中きれいな海を目指した海岸清掃の取り組み推進

基本方針 4 徹底したマーケティング※手法で戦略的に情報を発信します

テーマ① 観光マーケット の感度向上	観光マーケティング※	
	88	・市場ニーズや変化を把握できる定期的な調査や外部とのネットワークづくり
	89	・関係者の研究会、勉強会による現状に対する改善意識の醸成
	90	・専門家などによる相談、アドバイス体制の確立
テーマ② 訴求力のある イメージづくり	イメージ戦略※・キャッチコピー※	
	91	・本市のイメージを戦略的にアピールするキャッチコピーなどの活用
	92	・「日本一」、「京丹後市にしかない」ものを作り上げ、効果的なPRを行う
テーマ③ ターゲット戦略	ターゲットの設定	
	93	・国内ターゲットを関西圏から中京圏、関東圏へ広げる
	94	・アクティブシニアと女性を意識した商品開発
	95	・「エコ」、「ヘルス※」、「グリーン※」など新たなツーリズムへの対応
テーマ④ 効果的な情報 発信	効果的な発信、PR	
	96	・市職員はもとより、全市民が営業マンとして市をPRする取り組みの推進
	97	・宿、観光施設などでのあらゆる観光情報の収集と提供を行うとともに、「まちの駅※」制度による商店などからの情報発信ともてなしの取り組み推進
	98	・丹後七姫を市のマスコットキャラクターとして位置づけさらなる発信、PRを行う
	99	・フィルムコミッション※設置など、映画、TVなどのマスメディアを活用した発信力強化
	100	・ケーブルテレビ※、コミュニティFM※を活用した観光情報の発信と共有化
	101	・「ゆるキャラ※」による発信
	102	・市入口へのインフォメーションセンター※整備の検討
	103	・スポーツ施設の情報発信による大会・合宿の誘致
	104	・松本清張生誕100年(2009年)を記念した取り組みなど、京丹後市とゆかりのある人物、出身著名人の活用
	105	・京丹後ふるさと応援団※、京丹後市博士※、丹後観光ロコミ大使※の積極活用
テーマ⑤ 情報発信ツ ール※の選 択と集 中	パンフレットの整備	
	106	・京丹後のすべてがわかる、マップ、周遊コースなども入った総合パンフレットの作成
	107	・外国語パンフレット(英語、中国語簡体、中国語繁体、韓国語)の作成
	108	・テーマ別の周遊コース、各地域のまち歩きコースなどのマップ整備
	109	・歴史、文化、伝説などを紹介するシリーズ的なガイドブックの作成(再掲)
	パンフレットの配布・活用	
	110	・市外(誘客促進)、市内(周遊促進)に分け、有効な配布・活用方法を検討する
	111	・学校、家庭などにも配布し、市民の意識、知識向上を図る
	ITを活用した情報発信	
	112	・観光情報サイトを観光協会ホームページに一本化し、シンプルでわかりやすいものに整理
113	・外国人観光客に対応する外国語版の観光情報サイト作成	

114	・すべての観光パンフレットをデジタルブック※化し、インターネット上で広く発信する
115	・観光情報サイトをすべての宿、観光施設などへ広くリンクされるよう働きかける
116	・市情報交流サイト「T-WAVE※」を観光情報の発進、宿・観光業者等のPRに活用する
117	・携帯電話での観光情報発信「携帯ナビ」の実施
イベントの改善と発信強化	
118	・既存イベントについて、観光振興の観点での工夫、見直しを検討する
119	・イベント情報の収集、発信を的確に幅広く行う(各種ホームページでの発信、マスコミ活用)

基本方針 5 地域が総ぐるみで観光に取り組みます

①総合的な観光推進組織づくり	観光協会を中心とした推進体制づくり	
	120	・観光協会の体制強化と業務の整理・拡張
	121	・観光協会、商工会を中心とした推進体制の形成
	122	・宿泊、飲食、土産物、地産地消などのテーマごとの課題解決型の業界形成
	123	・観光ボランティアの充実、派遣体制の整備(丹後ふるさと検定合格者、ネイチャーガイド養成講座修了者等の活用)
	京都府丹後観光圏※など広域連携による観光施策の推進	
	124	・京都府丹後観光圏整備事業、丹後広域観光キャンペーン協議会※との連携、
	125	・豊岡市との連携
	126	・国、京都府、関西広域機構、北近畿広域観光連盟など広域組織との連携
	127	・JR、北近畿タンゴ鉄道、丹後海陸交通などの運輸機関との連携

②観光活動の原動力となる人材の育成	人材の育成	
	128	・実務面のプロパー人材※の確保
	129	・ホスピタリティ※研修会、ガイド養成講座等の実施
	130	・後継者の育成

③観光立市推進条例との連携	観光立市推進条例との連携	
	131	・観光立市推進条例を活かした規制と誘導
	132	・観光に対する市民理解の推進
	133	・まちづくり条例との連携

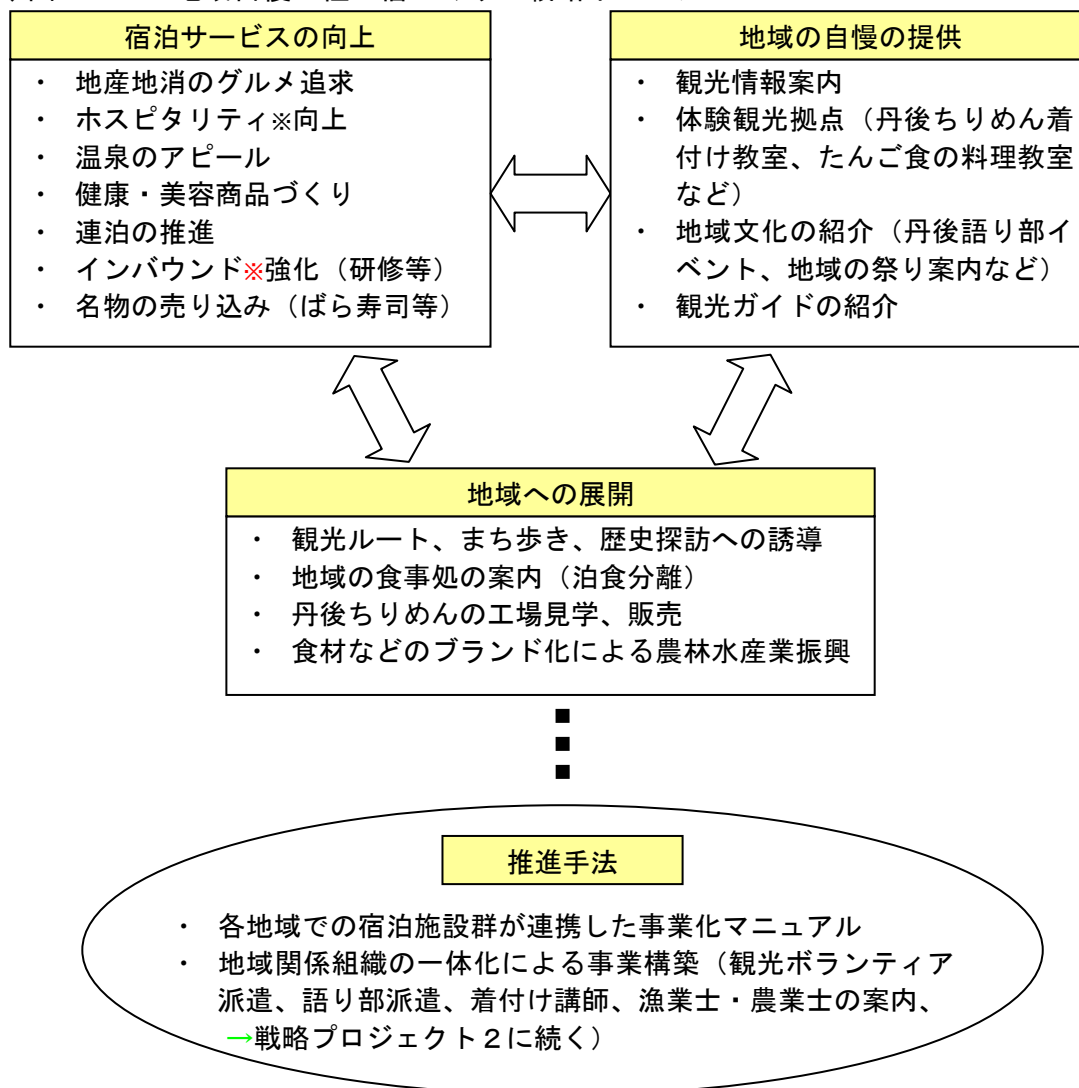
2 戦略プロジェクト

戦略プロジェクトは、多くのアクションプラン※を同時並立に進めるのではなく、キーとなる事業を核にアクションプランを組み合わせ、戦略的に総合的な効果を得ることをねらっています。

略戦プロジェクト 1 地域自慢の極上宿づくり

宿泊施設は、観光活動の中心的な役割を担う重要な拠点です。この宿に地域の自慢を持ち寄り、そこで魅力を体感し、さらに地域に総合的に波及していくことをねらうプロジェクトです。宿泊施設は宿泊サービスの質の向上を目指すだけでなく、観光案内、情報提供の場として、地域との連携を強めます。

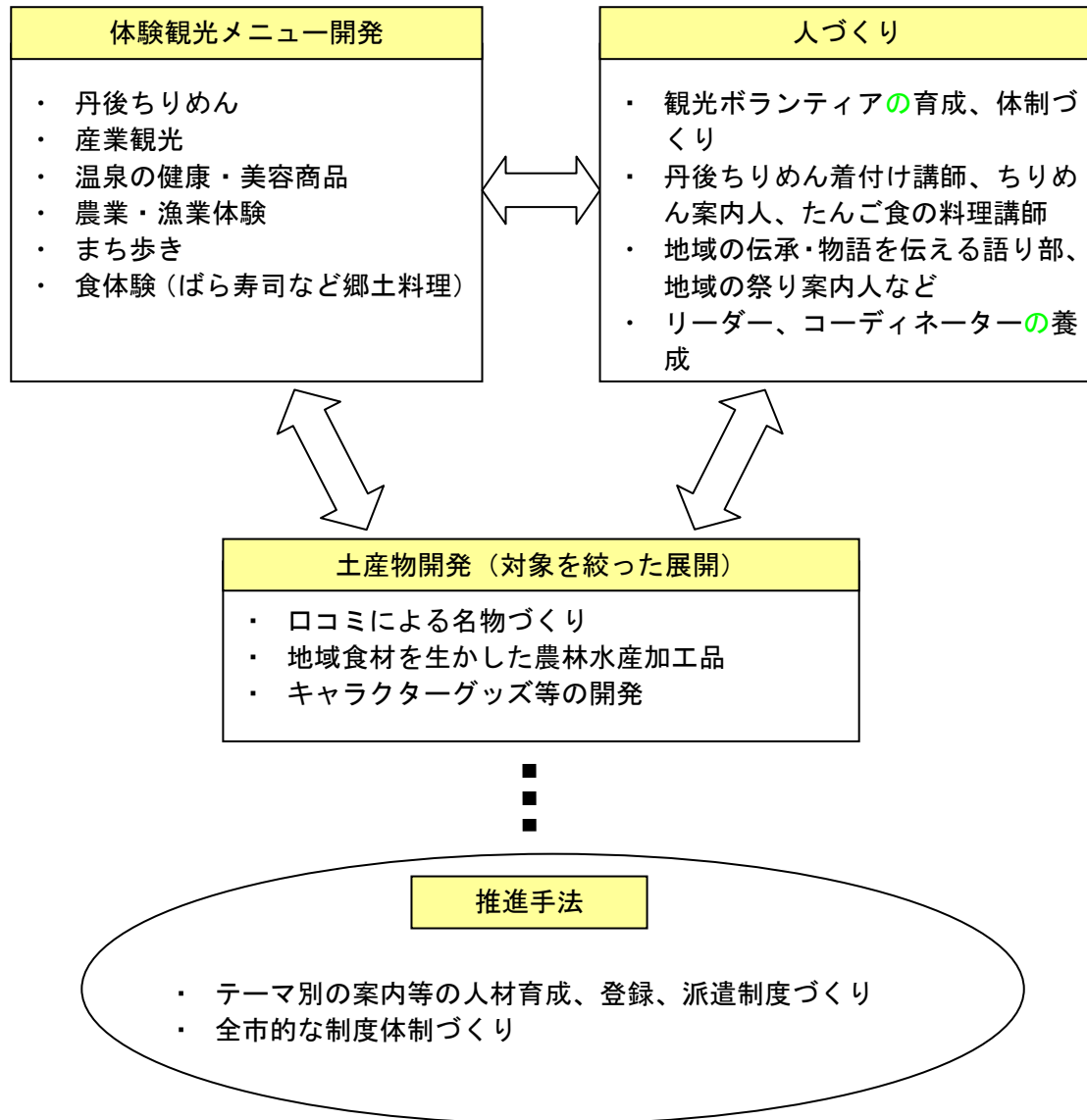
◇図ー12 地域自慢の極上宿づくり 戦略イメージ



戦略プロジェクト 2 手作り(極上)のふれあい観光

京丹後市のふるさとの魅力を味わってもらうために、観光業者だけでなく行政・市民も一体となった人と人のつながりを大切にした手作りの観光を創造、提供します。きめ細かな体験型の観光づくり、人が中心となった心あたたまる案内、まち歩きなど、地域の人々が自らの手でつくる観光です。

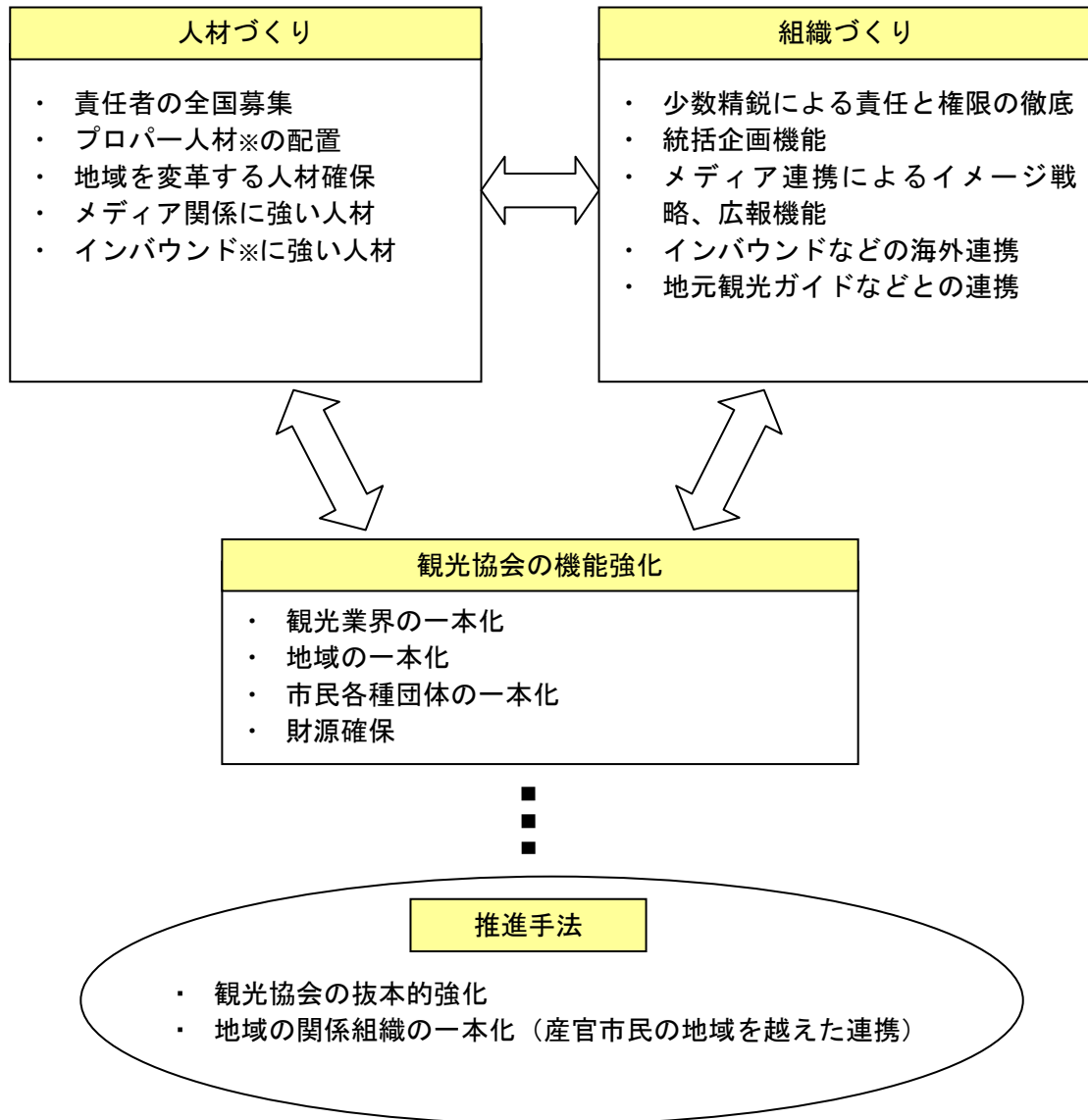
◇図13 手作り(極上)のふれあい観光 戦略イメージ



戦略プロジェクト 3 実践的な組織強化

アクションプラン※を推進するにあたって、人材や組織の効率的な運営をはかるため、これまでの体制や人材を抜本的に強化します。

◇図14 実践的な組織強化 戦略イメージ



第4章 地域別計画

地域別計画は、全市を対象とした将来ビジョン、アクションプラン※とともに、地域の現状や課題、特徴を踏まえて、地域別に関係者が一体となって、取り組む内容を整理するものです。

1 地域別計画の目標とテーマ

地域	目標	テーマ
峰山	京丹後市の都市機能が集積した中枢拠点として、産業観光への取り組み、スポーツ施設の活用や丹後ちりめんをテーマとした歴史のまち歩きの整備などを進めます	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業観光とスポーツ観光の推進 2 丹後ちりめんと歴史を活かしたまち歩き観光の推進 3 玄関口峰山駅の改善
大宮	京丹後市の玄関口としての機能を充実するとともに、地産地消などによる農業や自然環境を活かしたほんまもの観光に取り組めます	<ol style="list-style-type: none"> 1 アグリツーリズム※の推進 2 「京丹後の玄関口」としての機能整備 3 各種資源などの有効活用
網野	京丹後市の宿泊温泉拠点としてホスピタリティ※を向上させ、海や漁業、歴史資源、丹後ちりめん機屋の街並みなどと一体となった滞在型の地域づくりを進めます	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊富な資源、施設の有効活用 2 公共交通と観光・散策ルート、街並み整備
丹後	海や漁港の景観、グルメなどの魅力を活かしつつ、まち歩き、海岸を周遊できる環境などの整備を行います	<ol style="list-style-type: none"> 1 まち歩きによる魅力発信 2 観光資源の有効活用 3 交通便利性の向上と周遊魅力の向上
弥栄	高原の自然、歴史、史跡、温泉や農業を活かし、施設などの有効な連携により、内陸の魅力ある観光活動を促進します	<ol style="list-style-type: none"> 1 花、山野草を中心とした自然の魅力発信 2 歴史・史跡の活用 3 観光施設を中心とした施設・地域間の連携
久美浜	海岸や久美浜湾の自然景観を活かし、街並みの整備や地元食材による食の魅力に取り組めます	<ol style="list-style-type: none"> 1 久美浜湾と日本海を中心とした資源活用 2 まちの活性化とまち歩き、歴史による魅力発信 3 地元食材の活用

2 地域別計画

(1) 峰山地域 目標：産業観光に取り組みます

①現状・課題、特徴など

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・官公署、事業所、工場等の集積地であり、観光要素は少なくビジネスでの宿泊者が多い ・国内最大規模の古墳をはじめ、神社、寺院などの見どころが多い ・スポーツ施設、文化施設が整備されており、観光への活用も考えられる ・住民の観光に対する意識がやや低い

主な観光エリア	特徴	主な観光要素
市役所周辺	神社、丹後ちりめん工場、商店などまち歩きの魅力	金刀比羅神社、御旅市場（日本一短いアーケード）、ちりめん工場、機械金属工場、ものづくりパーク、薬師ヶ丘さくらの森公園（震災記念館）、峰山総合公園、酒蔵
天女の里周辺	羽衣天女伝説の地	天女の里、乙女神社、磯砂山、慶徳院（襖絵）、ウッディいさなご（体験）
その他	峰山途中ヶ丘公園、赤坂今井墳墓（国指定史跡）、禅定寺（丹後ちりめんゆかりの寺）	

②地域計画

1. 産業観光とスポーツ観光の推進
①規模、質とも向上している機械金属工場の見学を観光と結びつける <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりパークから複数の工場見学のルートを設定し発信する ・機械金属工場関係組織への協力要請を行い、土産物の開発、効果的な仕組みづくりなどを検討する ・まずは子どもをターゲットに考える ②途中ヶ丘運動公園、峰山総合公園など充実したスポーツ施設を活用した誘客の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の情報をひとまとめにし、関係者へのPRや宿泊施設などから発信を行う ・大規模なスポーツ大会、合宿の誘致を推進する
2. 丹後ちりめんの歴史を活かしたまち歩き観光の推進
①金刀比羅神社、御旅市場、丹後ちりめん工場などを中心としたまち歩きの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・コース内への食べ物スポット、トイレ、休憩処などの整備 ・御旅市場に丹後の食を集め、食の魅力をPRする ・レンタサイクルの実施 ②史跡・街並みなどの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・赤坂今井墳墓、湧田山古墳など、代表的な史跡を絞って看板、駐車場などの整備を行う ・歴史ある街並み景観保全のための取り組みを検討する
3. 玄関口峰山駅の改善
①観光玄関口として駅の機能向上、イメージアップに取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・券売所を1階に移転させるなど、利用しやすい施設となるようハード面での改善の工夫 ・売店運営や窓口業務の改善など、観光客の視点に立った適切な管理運営 ・案内看板、観光情報の充実を図る

(2)大宮地域 目標:アグリツーリズム※を推進します

①現状・課題、特徴など

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・国道312号周辺の商店、農業などの産業の集積地で、観光の要素は少ない ・宮津天橋立ICから京丹後市への玄関口にあたり、観光客の通過が多い ・ブナ林などの豊かな自然が広がり、観光での有効活用が可能 ・丹後周辺を観光する上での中心的位置にあたり、観光の拠点となりうる ・住民の観光に対する意識がやや低い

主な観光エリア	特徴	主な観光要素
丹後マスターズ ビレッジ周辺	市入口にあたり交通の利便性が良い	おおみや小町温泉、大宮ふれあい工房（体験）、大宮売神社、峯空園（桜スポット）、丹後ちりめん
明田、五十河周辺	ブナ林を代表とする豊かな自然とこだわり農業	内山ブナ林（近畿最大規模、福寿草、あじさい）、小町公園（小野小町ゆかりの地）、季楽里（体験工房）、名水、大宮森本IC設置予定地
その他	平地地蔵、国道312号周辺の飲食店、イチゴ狩り	

②地域計画

1. 「アグリツーリズム※」の推進
①地元の農作物提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係組織で「地産地消協議会」を設置し、システムの構築や販売ルートを確認させ、地元農作物の流通を図る ・竹炭米の例など、ストーリーやこだわりをもったブランド化の取り組みを推進する ②ともに汗をかき、地元の人とふれあう、ストーリーのある体験の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・古民家などを利用した宿泊や農家民泊※と自然ふれあい体験・農業体験の実施 ・NPO法人を核とした体験活動の推進 ・農業の体験、海の体験などを組み合わせたメニューの提供など、山・農と海との連携を推進する
2. 「京丹後の玄関口」としての機能整備
①案内・情報提供機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を利活用した情報、トイレ、バス駐車場、土産物がそろったインフォメーションセンター※整備を検討する ・「観光案内交番」など、飲食店などにおける観光情報発信の充実、協力施設の拡大を図る ②道路環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・大宮森本IC設置に伴う延利、森本周辺の施設、環境整備と丹後町方面へのアクセスルートの検討 ・大宮森本ICに関連した新たな施設などが整備される際、地元のコンセンサスと景観面での規制・配慮を考える ・国道312号沿いの清掃、花運動、景観保全、街路灯整備など、地域による取り組みを推進する
3. 各種資源などの有効活用
①自然、施設、地理的条件の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園ふれあい全国大会（H21開催）を機に内山ブナ林散策コースの設定とガイド案内を実施 ・川遊び体験ができる環境整備（明田、延利、五十河周辺） ・大宮、峰山のスポーツ施設を活用した誘客と滞在の促進 ・丹後地域の中心地で周遊の拠点となりうる立地的条件を活かした取り組みの推進

(3)網野地域 目標：宿泊を中心とした滞在型観光地を目指します

①現状・課題、特徴など

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・市内で最も観光客が多い地域である ・海側に多くの温泉地、海水浴場が並び、観光の中核を担っている ・海、温泉、歴史、丹後ちりめんなど、あらゆる観光資源に恵まれている ・カニと温泉で宿泊・昼食客は多いが、地域での滞在時間は短い ・宿周辺などでまち歩きができる環境整備が不十分 ・魅力的な景観、観光資源を有する浜詰・浅茂川を結ぶ府道の活用が不十分 ・網野駅周辺の賑わいがなく、玄関口としての印象が悪い

主な観光エリア	特 徴	主な観光要素
木津温泉周辺	京都府最古の木津温泉を有する、歴史ある温泉地	温泉（京都府最古、足湯あり）、カニ、松本清張小説「Dの複合」舞台、果樹、ホタル
浜詰・夕日ヶ浦周辺	カニと温泉で市内一の観光地に成長	温泉（外湯あり）、カニ、夕日ヶ浦（日本の夕陽百選）、海水浴
浅茂川・小浜地区	八丁浜を中心に、多彩な観光要素が存在	海水浴、カニ、温泉（外湯あり）、浦島伝説（浦島太郎、乙姫）、丹後ちりめん（工場、織り元多数）、離湖、浅茂川漁港、八丁浜シーサイドパーク、サーフィン、牧場
掛津・琴引浜周辺	日本一の鳴き砂の浜、琴引浜を有する	琴引浜（国天然記念物・名勝）、琴引浜鳴き砂文化館、海水浴、カニ、温泉（砂浜に湧き出る）
その他	網野銚子山古墳（国指定史跡）、静の杜・静神社（静御前ゆかりの地）、郷村断層（国天然記念物）、切畑地区（自然豊かな山里と名水、ホタル）、霧降りの滝、丹後ばら寿司、子午線	

②地域計画

1. 豊富な資源、施設の有効活用
<p>①海、漁港、さかな屋と観光を結びつける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セリ見学の実施とさかな屋（浅茂川地内）を観光客向けに変える ・浅茂川地区などでのまち歩きの推進と、「魚」をキーワードにした観光ルート開発 <p>②静神社、嶋児神社、銚子山古墳など歴史スポット、史跡の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各史跡における道路、案内板、駐車場の必要な整備 ・静神社を夕日のスポットとしてPRする ・旧網野町が整備した「ふるさと自慢百選」看板の老朽化に伴う改修 <p>③八丁浜シーサイドパークの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国レベルのグラウンドゴルフ大会など、観光振興につながるスポーツ大会の実施
2. 公共交通と観光・散策ルート、街並み整備
<p>①海岸線を中心としたルート整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹後町から続く三津～浜詰までの海岸線を「夕日の道」として整備、PRする ・浅茂川～浜詰間の府道を観光ルートとしてPRする ・網野駅前～浅茂川間の府道バイパスのイルミネーション事業を活かした取り組み <p>②浜詰地域の観光まちづくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電線化の検討など街並み整備の取り組みと、まち歩きを推進する <p>③まちの駅※、立ち寄りスポットなどの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちの駅」など、店の軒先を利用した休憩所、お茶飲み処、散策ルート上のトイレ整備 ・ちりめん製傘の貸し出しなど特色ある取り組み

(4)丹後地域 目標:海、漁港を活かした魅力に磨きをかけます

①現状・課題、特徴など

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・立岩、屏風岩、丹後松島などの奇岩とリアス式海岸が織りなす市内随一の海岸景観 ・ブランドガニ「間人ガニ」の産地として、全国的に知名度が高い ・天橋立・伊根を結ぶ「丹後半島一周」のルート上にあり多くの周遊客が通過する ・多くの観光客が通過するが、滞在につながらない ・間人の街並み、漁港など、雰囲気ある風景が十分に活かされていない ・駅から遠い上、公共交通による周遊の利便性が悪い ・美しい海岸景観は眺めるだけで、十分な活用がされていない 	

主な観光エリア	特徴	主な観光要素
間人・竹野周辺	間人ガニの産地、丹後の象徴・立岩のある海岸	カニ（ブランド間人ガニ）、温泉、道の駅、立岩、屏風岩、間人漁港、まち歩き、海水浴、キャンプ、古代の里資料館、神明山古墳（国指定）、間人皇后・聖徳太子母子像
宇川・袖志周辺	抜群の海岸景観、灯台がある市内随一の景勝地が続く	経ヶ岬灯台（日本の灯台50選、近畿最北）、丹後松島、袖志の棚田（日本の棚田百選）、碓高原（ステーキハウス）、温泉、海水浴、魚釣り、アユ
その他	丹後半島一周、依遅ヶ尾山、山野草	

②地域計画

1. まち歩きによる魅力発信
①間人、中浜などの港町のまち歩きの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・漁港、セリ、漁業に関わる人の風景を活かす取り組みや地元の人とのふれあい機会設定 ・道の駅において、車を降りてまちを歩く仕組み、情報提供、環境づくりを推進する ・まち中、路地をきれいに保つ取り組み ・まち歩きマップの整備、宿、観光施設でコース、ガイドなどの情報提供の実施
2. 観光資源の有効活用
①経ヶ岬灯台のさらなる活用 <ul style="list-style-type: none"> ・灯台一般公開の回数・期間の増加、「かわらけ投げ」の実施など、さらなる魅力・発信力アップの取り組み ・灯台、よし野の里、碓高原をルート化、セットにした発信 ・駐車場トイレの早急な改修 ・経ヶ岬行きの路線バスの増便（伊根方面、間人方面とも） ②海とその恵みをより一層活かす取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・変化に富んだ海岸線の景勝地を海から見せる遊覧船の取り組み推進 ・各種漁業体験、漁師体験、漁家民宿など、漁業者と連携した取り組み推進 ・自然公園ふれあい全国大会（H21開催）を機に丹後松島周辺の散策コース設定とガイドの実施 ・カニに勝る食材はない、世界一のカニのまちを目指す ・屏風岩へ日本一のしめ縄をかける
3. 交通利便性の向上と周遊魅力の向上
①滞在・周遊促進のための交通、道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・丹後町内を周遊できる車の運行や着地型ツアーの実施、路線バスによる観光コース設定 ・碓高原、丹後松島、久僧などで広がっている花運動の取り組みを広める ・間人漁港へマイクロバスで行けるよう、アクセス道路の整備を行う

(5) 弥栄地域 目標：花、山野草を中心に自然と歴史の魅力発信に努めます

① 現状・課題、特徴など

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・丹後あじわいの郷を中心に、弥栄あしぎぬ温泉、森林公園スイス村など観光施設への誘客が中心 ・特に野間地区は自然の宝庫であり、山野草、福寿草など素材は魅力的である ・駅がなく、また公共交通の便が悪いため、施設間の周遊が困難 ・京都エコエネルギー研究センター、太鼓山風力発電など、エコスポット※として視察・見学が増加 ・主要施設への入込客が下降している ・魅力的な素材が十分に活用されていない 	

主な観光エリア	特徴	主な観光要素
野間、スイス村周辺	豊かな自然に恵まれた素朴な集落と高原リゾート	スイス村（キャンプ、スキー、環境学習、体験、太鼓山風力発電）、山野草、福寿草、細川ガラシャ（隠棲の地の碑、ガラシャ米）、野間そば、野間川（アユ、アマゴ）、ホテル
あじわいの郷周辺	あじわいの郷と温泉による集客	丹後あじわいの郷（道の駅、自然・農業・食の体験、太陽光発電）、弥栄あしぎぬ温泉
その他	大田南古墳群（青龍3年鏡）、京都エコエネルギー研究センター、牧場、酒蔵	

② 地域計画

<p>1. 花、山野草を中心とした自然の魅力発信</p> <p>① 丹後あじわいの郷、スイス村、野間地区を中心とした花、山野草の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スイス村のゲレンデを利用して日本一の芝桜を目指す ・丹後あじわいの郷の花の魅力アップと発信強化を行う ・野間、味土野地区に自生する福寿草の魅力発信するとともに、栽培・販売の検討 <p>② 須川、味土野地区の山野草、野間川を活かした取り組みを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園ふれあい全国大会（H21開催）を機に野間山野草散策のコース設定とガイドの実施 ・山菜採り、筍掘りなど、山の食材を採取する取り組みの体験事業化と、食への有効活用 ・イワナ養殖の開始に伴ない、野間川の観光面での活用をより一層推進する
<p>2. 歴史・史跡の活用</p> <p>① 多くある古墳などの史跡の価値、魅力を発信し活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒部銚子山古墳、奈具岡遺跡、遠慮遺跡、大田南古墳群などの一定整備と維持管理、ガイドの実施 ・細川ガラシャの里について、丹後七姫ゆかりの地の一つとして一定の整備と維持管理
<p>3. 観光施設を中心とした施設・地域間の連携</p> <p>① あじわいの郷、スイス村、あしぎぬ温泉を中心とした施設、地域間のネットワーク形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係施設などで協議会を組織し、施設間の連携方策、周遊の仕組みづくりなどを検討し実施する ・環境関連施設を使用した観光・環境・農の連携。バイオマス発電施設、牧場、工房など既存施設の観光での活用 ・観光に関連づけることができる民間人、施設の掘り起こし

(6)久美浜地域 目標:久美浜湾とかぶと山をより一層活用します

①現状・課題、特徴など

現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかで風光明媚な久美浜湾とかぶと山からの絶景は他地域にない魅力 ・宿泊施設は湊宮地区に集中しており、民宿の割合が多い ・カニに加え、カキ料理が冬の食の魅力となっている ・全長6 kmのロングビーチと、ユウスゲ、トウテイランなど貴重な海浜植物がある海岸の景観が魅力 ・久美浜湾でのカヌー、ドラゴンカヌーといった特色ある体験ができる ・久美浜湾、かぶと山を活用した取り組みが不十分である ・久美浜一区の街並み整備を行っているが、観光客がまち歩きするには魅力が少ない ・夏の海水浴、冬のカニ・カキ以外の誘客力が弱い 	

主な観光エリア	特徴	主な観光要素
久美浜湾南側	稲葉本家を中心とした歴史ある街並みとかぶと山の景観	久美浜湾、かぶと山、街並み、稲葉本家、如意寺（関西花の寺）、浜公園、カヌー、ドラゴンカヌー、熊野神社（川上摩須郎女ゆかりの地）
久美浜湾北側	海水浴と温泉、日本海と久美浜湾に面する宿泊エリア	海水浴（ロングビーチ）、久美浜湾、温泉、カニ、カキ、カキ漁、魚釣り、ゴルフ場、ユウスゲ、トウテイラン、マリンプラザ
旭・蒲井地区	自然豊かな隠れ家的スポット	海水浴、温泉、ツリーハウス、クライנגアルテン※、魚釣り
その他	奥山自然たいけん公園、果樹（平田、箱石地区）、牧場、スサノオノミコト、酒蔵	

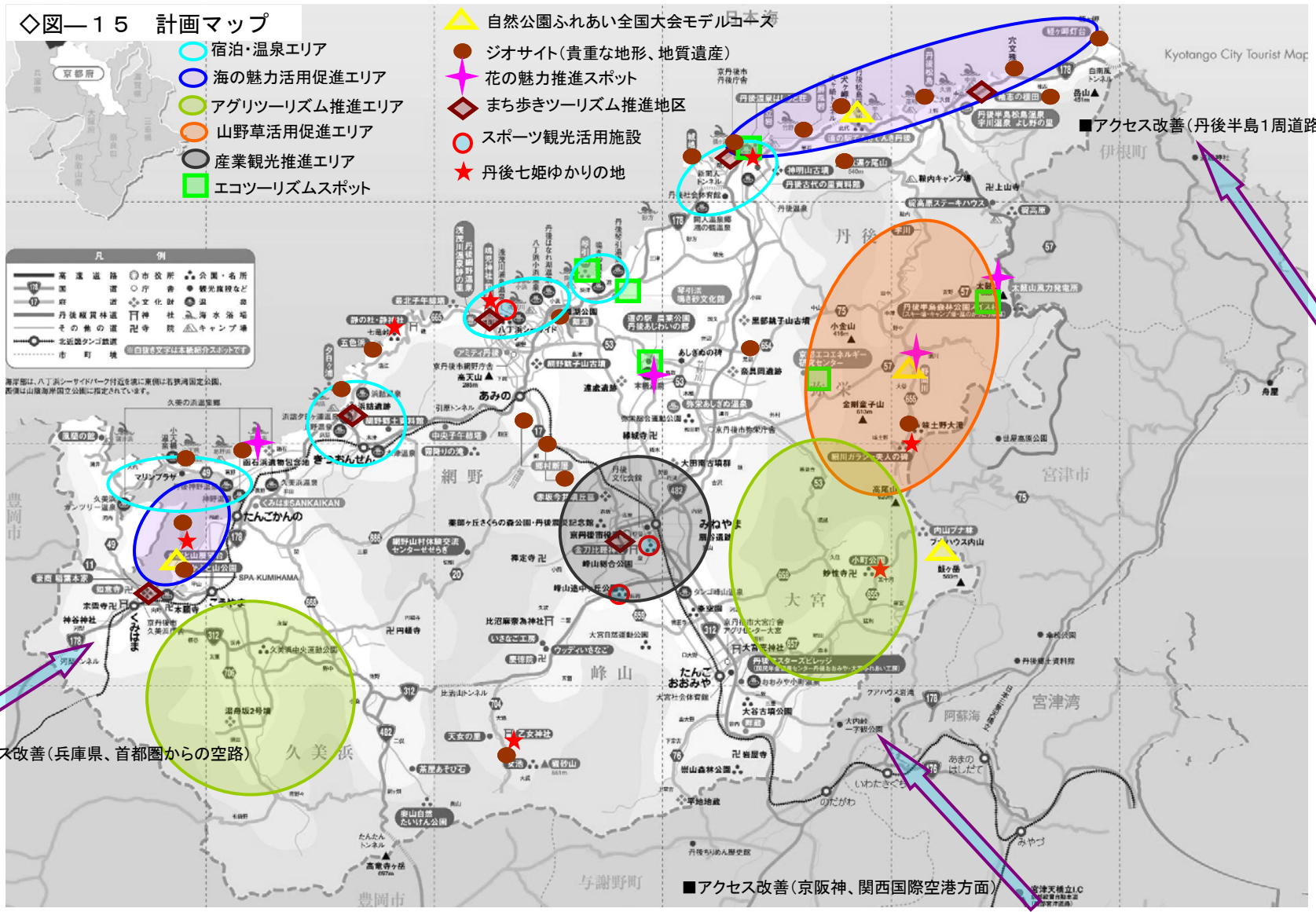
②地域計画

1. 久美浜湾と日本海を中心とした資源活用	
①かぶと山展望台からの絶景の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて上がって絶景を体感してもらえるよう、積極的な情報提供とイベントなどでの登山機会の増設 ・自然公園ふれあい全国大会（H21開催）を機にかぶと山散策コースの設定とガイドの実施 ・湊宮方面からの誘導、登山ルート案内など、不足している看板の整備 ②久美浜湾の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・遊覧船、シータクシー※、屋形船などの久美浜湾内での運航 ・湾岸沿いへ桜、もみじなど植樹し、湾岸景観の魅力向上を図る ・カキ養殖、白鳥飛来などの景観活用 ・景観を活かした飲食施設の整備促進 ③日本海沿岸の貴重な海浜植物の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ユウスゲと夕日景観、トウテイランなど、貴重な海浜植物や山野草の活用 	
2. まちの活性化とまち歩き、歴史による魅力発信	
①街並みの保存と活性化を行い、観光へ活用する <ul style="list-style-type: none"> ・久美浜一区を中心とした街並み保存活動を推進しながら、まち歩きコースを設定する ・空き家、更地の活用、空き農地と住宅をセットにしたレンタル等による商店街の活性化 ・グループホーム、ケアハウス、短期滞在施設など、セカンドライフの場所として発信し交流・定住人口の増加を図る ・全国に発信できる歴史的な魅力、資源をさらに研究・協議する 	
3. 地元食材の活用	
①カキ、いさざ、山野草、砂丘地を利用した野菜、果樹など地元食材の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・季節感にこだわった食の提供 ・山、里の食材の活用、魚介類流通の仕組み改善など、地産地消の仕組みの検討 	

◇図—15 計画マップ

- 宿泊・温泉エリア
- 海の魅力活用促進エリア
- アグリツーリズム推進エリア
- 山野草活用促進エリア
- 産業観光推進エリア
- エコツーリズムスポット

- ▲ 自然公園ふれあい全国大会モデルコース
- ジオサイト(貴重な地形、地質遺産)
- ★ 花の魅力推進スポット
- ◇ まち歩きツーリズム推進地区
- スポーツ観光活用施設
- ★ 丹後七姫ゆかりの地



■アクセス改善(兵庫県、首都圏からの空路)

■アクセス改善(丹後半島1周道路)

■アクセス改善(京阪神、関西国際空港方面)

1 京丹後市観光立市推進条例

(1)京丹後市観光立市推進条例の概要について

○ 前文について

第1段落では、本市の発展において、観光が果たす役割の大きさ、その重要性を述べています。

(観光の果たす役割)

- ①雇用の増大と幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するもの
- ②市民生活の安定向上に貢献するもの
- ③活力に満ちた地域社会の実現を促進するもの
- ④将来の定住につながる交流人口の拡大に重要なもの

第2段落では、本市が自然、温泉、味覚、歴史、産業、文化のすべてにおいて、多彩で魅力的な観光資源を有する地域であることを述べています。

第3段落では、観光を取り巻く状況の変化とそれに対する的確な対応が必要であること、そして、観光立市を実現するために不可欠なこと、重要なことを述べています。

(観光立市実現にむけて不可欠なこと、重要なこと)

- ①山陰海岸ジオパーク※など世界的な展開ができる持続可能な地域の創造
- ②観光をまちづくりのリーディング産業として発展させる
- ③他産業や暮らしそのものが観光資源になる「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指す
- ④基盤の整備及び環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たす

第4段落では、この条例の位置づけ、目的を述べています。

市、市民、観光事業者、観光関係団体などが協働して、国が定めた「観光立国推進基本法」の目的に準拠し、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

1 目的について

観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務、市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

2 用語の定義

観光事業者・・・主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者。

観光関係団体・観光事業者で組織される団体、観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関などで組織される団体。

旅行関連施設・観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設。

3 市の責務について

- ①基本理念に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- ②施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力を努める。
- ③市、市民、観光事業者、観光関係団体などが、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行う。

4 市民の役割について

- ①観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。
- ②地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上、地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努める。
- ③地域内の生活環境の美化、自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったもてなしに努める。

5 観光事業者の役割について

- ①基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス、環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努める。
- ②市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努める。

6 観光関係団体の役割について

- ①基本理念に則り、業界、業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、接遇の向上など受入体制の整備などに取り組むよう努める。
- ②市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努める。

7 基本的施策について

- ①市は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画を定める。
- ②市は、競争力の高い魅力ある観光地、観光資源の活用による魅力ある観光地、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、必要な施策を講じる。

- ③市は、観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、必要な施策を講じる。
- ④市は、外国人観光旅行者の来訪の促進及び国際相互交流の促進のため、必要な施策を講じる。
- ⑤市は、観光旅行者の来訪の促進、観光旅行者に対する接遇及び利便性の向上、安全の確保を図るため、必要な施策を講じる。

○京丹後市観光立市推進条例（平成 21 年 3 月 30 日）

目次

前文
 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
 第 2 章 基本的施策
 第 1 節 京丹後市観光振興計画等(第 8 条・第 9 条)
 第 2 節 魅力ある観光地の形成(第 10 条—第 13 条)
 第 3 節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第 14 条・第 15 条)
 第 4 節 国際観光の振興(第 16 条・第 17 条)
 第 5 節 観光旅行の促進のための環境の整備(第 18 条—第 24 条)
 第 3 章 京丹後市観光立市推進会議(第 25 条—第 28 条)
 第 4 章 雑則(第 29 条)

附則

本市の将来像「ひとみずみどり歴史と文化が織りなす交流のまち」の実現に向け、観光の果たす役割はきわめて大きい。観光は、訪れる人々と地域の人々との相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大と農林水産業、商工業、サービス業等の幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて市民生活の安定向上に貢献するものである。また、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本市の自然、歴史、文化等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大にも重要な役割を担っていくものである。

本市は、国の天然記念物及び名勝指定の琴引浜をはじめ、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立江山国定公園に指定されている風光明媚な海岸線、近畿最大級の内山ブナ林等豊かな自然に恵まれている。さらに、府最古の木津温泉をはじめとする多くの温泉、丹後コシヒカリや間人ガニに代表される農産物・海産物など四季の味覚、古代丹後王国とも称される数々の史跡や伝説、日本一の生産量を誇る丹後ちりめん等自然、歴史及び文化のすべてにおいて多彩な観光資源を有している。

しかし、観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向等により観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加、観光圏※としての広域連携、外国からの誘客等近年の観光をめぐる様々な変化への的確な対応を求めている。これらに適切に対処し、観光立市を実現するためには、山陰海岸ジオパーク※等、世界的な展開ができる持続可能な地域を創造するとともに、観光をまちづくりのリーディング産業として発展させ、さらに他産業や暮らしそのものが観光資源となる、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指すことが不可欠であり、このためには、観光立市の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことが重要である。

ここに、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、「観光立国推進基本法」の目的に準拠し、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観

光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。
- (3) 旅行関連施設 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設をいう。

(基本理念)

第3条 観光立市の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、市民にとって誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

- 2 観光立市の実現に関する施策は、観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上を図られるよう講じられなければならない。
- 3 観光立市の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講じられなければならない。
- 4 観光立市の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、市及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、市、市民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力に努めるものとする。
- 3 市は、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上及び地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域内の生活環境の美化及び自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったおもてなしに努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、待遇の向上など受入体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 京丹後市観光振興計画等

(京丹後市観光振興計画)

- 第8条 市長は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。
- 2 振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 観光立市の実現に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 観光立市の実現に関する目標
 - (3) 観光立市の実現に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、振興計画を定めるにあたっては、あらかじめ、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。
(財政上の措置)
- 第9条 市は、観光立市の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 第2節 魅力ある観光地の形成
(競争力の高い魅力ある観光地の形成)
- 第10条 市は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに旅行関連施設及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。
(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)
- 第11条 市は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、四季の味覚その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。
(世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成)
- 第12条 市は、山陰海岸ジオパーク※の推進等、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、貴重な地質遺産の保全、観光旅行への活用に必要な施策を講じるものとする。
(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)
- 第13条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。
第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
(観光産業の競争力の強化)
- 第14条 市は、観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、他産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。
(観光の振興に寄与する人材の育成)
- 第15条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。
第4節 国際観光の振興
(外国人観光旅行者の来訪の促進)
- 第16条 市は、外国人観光旅行者の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本市の自然、文化、伝統等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅行者の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。
(国際相互交流の促進)
- 第17条 市は、友好都市との国際交流等を通じて、観光分野における国際相互交流の促進に必要な施策を講じるものとする。
第5節 観光旅行の促進のための環境の整備
(観光旅行者の本市への来訪の促進)
- 第18条 市は、観光旅行者の本市への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、市内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第19条 市は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、自然、歴史、文化、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第20条 市は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第21条 市は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行への対応)

第22条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るための自然、文化、環境、産業等に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、その他多様な観光旅行の形態に対応するための必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第23条 市は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進及び観光旅行者のモラル向上に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、観光地における良好な景観の保全を図るため、街並み景観の保全、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第24条 市は、市民の観光立市に対する意識の高揚、もてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第3章 京丹後市観光立市推進会議

(観光立市推進会議の設置)

第25条 市は、振興計画について審議し、及びその実施を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市観光立市推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第26条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、観光事業者、観光関係団体及び各種団体の代表者、観光に関する有識者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 計画策定の経緯

(1) 検討委員会会則

「(仮称)京丹後市観光振興条例・観光振興計画検討委員会」会則

(名称)

第1条 本会は、「(仮称)京丹後市観光振興条例・観光振興計画検討委員会」という。

(目的)

第2条 本会は、(仮称)京丹後市観光振興条例及び(仮称)京丹後市観光振興計画策定にあたり、その内容の検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 本会の委員は、観光及びまちづくりに関する団体等の代表、有識者、関係行政機関の職員をもって組織する。

2 本会の委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 本会には、委員長1名、副委員長1名をおく。

2 委員長及び副委員長は、会員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理し、会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会の構成)

第5条 本会に、全体会議及び部会を設ける。

(全体会議)

第6条 全体会議は、会員全員で構成する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、全体会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 部会は、次の7部会を設ける。

(1) 統括・条例部会

(2) 峰山町地域計画部会

(3) 大宮町地域計画部会

(4) 網野町地域計画部会

(5) 丹後町地域計画部会

(6) 弥栄町地域計画部会

(7) 久美浜町地域計画部会

2 必要に応じて、上記以外の部会を設けることができるものとする。

3 各部会に、部会長1名をおく。

4 部会は、本会員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、京丹後市商工観光部観光振興課において行う。

(その他)

第9条 以上のほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が全体会議に諮り定める。

附則

この会則は、平成20年8月20日から施行する。

(3)検討経緯

計画検討会議等	
平成20年 8月20日	検討委員会・全体会①
平成20年10月 9日	検討委員会・丹後町地域計画部会①
平成20年10月10日	検討委員会・大宮町地域計画部会①
平成20年10月14日	検討委員会・峰山町地域計画部会①
平成20年10月15日	検討委員会・網野町地域計画部会①
平成20年10月15日	検討委員会・久美浜地域計画部会①
平成20年10月16日	検討委員会・弥栄町地域計画部会①
平成20年10月20日	検討委員会・大宮町地域計画部会②
平成20年10月27日	検討委員会・峰山町地域計画部会②
平成20年10月28日	検討委員会・久美浜町地域計画部会②
平成20年10月29日	検討委員会・網野町地域計画部会②
平成20年11月 5日	検討委員会・弥栄町地域計画部会②
平成20年11月 6日	検討委員会・丹後町地域計画部会②
平成20年11月26日	検討委員会・情報部会①
平成20年11月27日	検討委員会・商品部会①
平成20年11月28日	検討委員会・宿泊部会①
平成20年12月 5日	検討委員会・統括・条例部会①
平成20年12月16日	検討委員会・商品部会②
平成20年12月17日	検討委員会・宿泊部会②
平成20年12月18日	検討委員会・情報部会②
平成21年 1月 7日	条例・計画庁内関係課調整会議
平成21年 1月14日	検討委員会・商品部会③
平成21年 1月15日	検討委員会・宿泊部会③
平成21年 1月15日	検討委員会・情報部会③
平成21年 2月 5日	検討委員会・統括・条例部会②
平成21年 3月12日	検討委員会・全体会②
平成21年 5月 8日	京丹後市議会議員全員協議会
平成21年 5月22日	京丹後市観光立市推進会議

京丹後市議会条例検討（事務局参加）	
平成20年10月 2日	京丹後市議会産業建設常任委員会
平成20年10月16日	京丹後市議会産業建設常任委員会・先進地視察（富士河口湖町）
平成20年12月 6日	京丹後市議会産業建設常任委員会
平成20年12月22日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成20年12月25日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 1月 8日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 1月16日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 1月21日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会・作業部会
平成21年 1月29日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 2月17日	京丹後市議会議員全員協議会
平成21年 2月17日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 3月11日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会・作業部会
平成21年 3月19日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 3月24日	京丹後市議会議員全員協議会

市民意見募集	
平成20年11月	観光振興に関する市民意見募集（11/7～12/19）
平成21年 2月	京丹後市観光立市推進条例（案）パブリックコメント（2/4～2/28）
平成21年 4月	京丹後市観光振興計画（案）パブリックコメント（4/2～4/24）

3 観光資源一覧

○京丹後市内の主な観光資源一覧

■温泉（「たんご湯遊パス」対象日帰り温泉）

地域	名 称	概 要	所 在 地
大宮町	おおみや小町温泉	玉砂利が敷き詰められた露天風呂は和風の情緒	大宮町三坂 105-15
網野町	浅茂川温泉静の里	露天風呂や大浴場が人気、室内温泉プールも併設	網野町浅茂川 1449
網野町	花ゆうみ	開放感たっぷりの大浴場や、滝の流れる露天風呂	網野町浜詰 256-1
丹後町	宇川温泉よし野の里	海側と山側の温泉があり、日本海が眺望できる	丹後町久僧 1562
丹後町	丹後温泉はしうど荘	後ヶ浜や立岩に近いロケーションで絶景が楽しめる	丹後町間人 632-1
丹後町	漁火亭	目の前に広がる日本海を一望	丹後町間人 1789-1
弥栄町	弥栄あしぎぬ温泉	露天滝風呂・サウナ・ジャグジーなどが楽しめる	弥栄町木橋 1146
久美浜町	久美浜温泉湯元館	露天風呂、内風呂ともに一切循環なしの天然温泉	久美浜町平田 1106-4
久美浜町	みなと悠悠	自家源泉のお湯を贅沢に掛け流している	久美浜町湊宮 2102-1

■海水浴場

地域	名 称	オープン期間	所 在 地
網野町	遊海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町掛津
網野町	掛津海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町掛津
網野町	小浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町小浜
網野町	浅茂川海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町浅茂川
網野町	浜詰海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町浜詰
丹後町	中浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町中浜
丹後町	久僧海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町久僧
丹後町	平海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町平
丹後町	高嶋海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町上野
丹後町	竹野海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町竹野
丹後町	後ヶ浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町間人
丹後町	砂方海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町砂方
久美浜町	箱石浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町箱石
久美浜町	葛野浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町葛野
久美浜町	小天橋海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町湊宮
久美浜町	蒲井浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町蒲井

■キャンプ場、体験交流施設

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	天女の里	田舎情緒あふれるコテージとキャンプ場	峰山町鱒留 1642
峰山町	ウッディいさなご・いさなご工房	気軽に楽しく木工品づくり、陶芸が楽しめる	峰山町五箇 44-1
大宮町	大宮ふれあい工房	染色体験、陶芸体験ができる	大宮町三坂 105-12
網野町	網野山村体験交流センターせせらぎ	キャンプサイトの他、ロッジ風の建物で宿泊ができる	網野町切畑 1394
丹後町	碓高原キャンプ場	標高 400m、高原のキャンプ場	丹後町碓
丹後町	テンキテンキ村オートキャンプ場	河畔のオートキャンプ場	丹後町竹野 432
丹後町	鞍内キャンプ場	緑豊かな山間部にあるキャンプ場	丹後町小脇 419-2
丹後町	丹後温泉はしうど荘	各種体験ができる伝習館の他、温泉、宿泊施設がある	丹後町間人 632-1
弥栄町	丹後半島森林公園スイス村	コテージ、バンガロー、キャンプ場など	弥栄町野中 2562
弥栄町	風のがっこう京都	環境・自然体験学習施設で、宿泊もできる	弥栄町野中 329-1

弥栄町	丹後あじわいの郷	はな、ふれあい、あじわいをテーマとしたテーマパーク	弥栄町鳥取 123
久美浜町	風蘭の館	本格そば打ち体験、宿泊もできる	久美浜町蒲井 518-1
久美浜町	かぶと山公園キャンプ場	久美浜湾に抱かれたかぶと山のふもとにあるキャンプ場	久美浜町向磯 2625
久美浜町	奥山自然たいけん公園	周囲をぐるりと山に囲まれたキャンプ場、パンガローあり	久美浜町二俣 60-20

■資料館等

地域	名 称	概 要	所 在 地
網野町	琴引浜鳴き砂文化館	琴引浜や鳴き砂についてパネルなどで展示・紹介	網野町掛津 56
網野町	網野郷土資料館	農具などの衣食住に関する道具などを展示	網野町木津 823
丹後町	丹後古代の里資料館	縄文～中世の時代ごとに石器・土器・玉類などを展示	丹後町宮 108
久美浜町	豪商稲葉本家	江戸時代、巨万の富を得た稲葉家の豪邸を再生	久美浜町 3102

■スポーツ施設、公園

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	峰山途中ヶ丘公園	アスレチック、陸上競技場、多目的グラウンド、公園	峰山町長岡 876
峰山町	峰山総合公園	野球場、テニスコート	峰山町荒山 248
大宮町	小町公園	小野小町ゆかりの地に立ち、展示室、イベント広場など	大宮町五十河 302
網野町	八丁浜シーサイドパーク	多目的芝生広場、公園	網野町浅茂川 377-80 他
網野町	浅茂川温泉プール	浅茂川温泉静の里内にある全天候型 25m 温泉プール	網野町浅茂川 1449
網野町	離湖公園	離山沿いには散策路があり、美しい桜が湖畔を飾る	網野町小浜 908
丹後町	城嶋公園	丹後町間人の西端に隣接する、標高 21 メートルの小島	丹後町間人
弥栄町	スイス村スキー場	家族向けの緩やかなゲレンデが人気のスキー場	弥栄町野中 328-1

■景勝地

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	権現山	室町・戦国時代には吉原山城が築かれていた	峰山町吉原
峰山町	磯砂山	標高 661 メートル、羽衣天女が舞い降りたという伝説	峰山町鱒留
大宮町	内山ブナ林	北近畿最大級ブナ林が標高 450m 以上の斜面に広がる	大宮町五十河
大宮町	崇山森林公園	天気の良い日には遠く日本海が一望できる	大宮町谷内
網野町	夕日ヶ浦	夕日の名所、日本の夕陽百選	網野町浜詰
網野町	琴引浜	鳴き砂で有名な白砂青松の景勝地、全長は 1.8km	網野町掛津
網野町	五色浜	入り組んだ岩場が特徴の浜	網野町塩江
網野町	離湖	周囲 3.8km、京都府下最大の淡水湖	網野町小浜
網野町	霧降りの滝	幅 4m、高さ 21m、水しぶきが霧となって降り注ぐ	網野町新庄
網野町	最北子午線塔	日本標準時子午線の最北の地	網野町浅茂川
丹後町	経ヶ岬	近畿最北端、青い海と空を背景に白垂の灯台が際立つ	丹後町袖志
丹後町	袖志の棚田	海と集落と棚田を望む景観、日本の棚田百選	丹後町袖志
丹後町	穴文殊	丹後町尾和の海食崖に形成された高さ約 10m の海食洞	丹後町尾和
丹後町	丹後松島	日本三景の一つ「松島」と似た絶景	丹後町上野
丹後町	屏風岩	安山岩からなる海上面に直立した離れ岩	丹後町筆石
丹後町	立岩	周囲約 1km、日本でも数少ない玄武岩の自然岩	丹後町竹野
丹後町	依遅ヶ尾山	山頂からは間人集落、日本海が一望できる	丹後町
丹後町	碓高原	遠くに日本海を望む高原牧場	丹後町碓
弥栄町	野間川	アユやアマゴ、ホテルが住む清流	弥栄町野中
弥栄町	味土野大滝	標高 260m の地点にかかる落差約 20m の滝	弥栄町須川
弥栄町	太鼓山	丹後半島の中央、リゾート施設、風力発電施設がある	弥栄町野中
久美浜町	小天橋	なだらかな弧を描く白砂の海岸線	久美浜町湊宮
久美浜町	久美浜湾	穏やかな内海にカキ棚が広がる	久美浜町
久美浜町	かぶと山	山頂展望台からの久美浜湾と日本海の眺望は絶景	久美浜町

■史跡

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	赤坂今井墳墓	弥生時代後期としては国内最大級の墳墓、国指定史跡	峰山町赤坂
峰山町	湧田山古墳群	大小円墳など約30基で構成される丹後地方屈指の古墳群	峰山町丹波、矢田
網野町	網野銚子山古墳	全長198m日本海側最大の前方後円墳、国指定史跡	網野町網野
丹後町	神明山古墳	全長190m日本海側で2番目の前方後円墳、国指定史跡	丹後町宮
弥栄町	大田南古墳群	日本最古の紀年銘鏡「方格規矩四神鏡」が出土	峰山町矢田、弥栄町和田野
久美浜町	湯舟坂古墳	金銅装双龍式環等頭大刀が出土したことで有名	久美浜町須田
久美浜町	函石浜遺物包含地	44ヘクタールの広大な遺跡、国指定史跡	久美浜町湊宮

■社寺

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	金刀比羅神社	讃岐金毘羅権現の分霊をお迎えしたことに始まる	峰山町泉1165-2
峰山町	乙女神社	天女の娘の一人を祀ったとされる	峰山町鱒留
峰山町	比沼麻奈為神社	羽衣天女とされる豊受大神を祀る	峰山町久次510
峰山町	慶徳院	禊絵寺として有名	峰山町五箇1792
峰山町	縁城寺	養老元年(717)の創建、丹後でも有数の古刹	峰山町橋木873
大宮町	大宮売神社	町名の由来ともなった由緒ある神社	大宮町周枳1022
網野町	嶋児神社	浦島伝承が伝えられ、「水江浦嶋子」を祀る	網野町浅茂川
網野町	網野神社	地名の由来である白鳥伝説が残る神社	網野町網野788
網野町	静の杜・静神社	源義経の愛妾・静御前の木像を祀っている、展望台あり	網野町磯
丹後町	竹野神社	竹野川河口近く、本殿、中門などが府文化財に登録	丹後町宮249
久美浜町	如意寺	関西花の寺第七番札所として知られる	久美浜町1845
久美浜町	宗雲寺	紅葉の名所として知られる、京都府指定名勝の庭園	久美浜町1268
久美浜町	神谷神社	祭神は丹波道主命など四座を祀る	久美浜町1314

■その他施設等

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	御旅市場	日本一短いアーケード、フリーマーケット定期開催	峰山町御旅
大宮町	平地地蔵	高さが5.3mもある京都府内最大の地蔵	大宮町上常吉
網野町	アミティ丹後	丹後ちりめん製品、工芸品、地酒など特産品が並ぶ	網野町網野367
網野町	郷村断層	昭和2年3月7日大地震による断層、国天然記念物	網野町郷、生野内
丹後町	道の駅てんきてんき丹後	丹後一円の特産品が並ぶ、レストランもある	丹後町竹野313-1
丹後町	碓高原ステーキハウス	厳選された京都牛ステーキ、京都ワインが堪能できる	丹後町碓1
丹後町	間人皇后・聖徳太子母子像	聖徳太子の母、間人皇后が身を寄せた間人に立つ	丹後町間人
弥栄町	細川ガラシャ夫人の碑	明智光秀の娘ガラシャが暮らした味土野の地に立つ	弥栄町味土野
久美浜町	茶屋あそび石	おばちゃんの手料理が食べられる農家レストラン	久美浜町二俣362-4
久美浜町	くみはま SANKAIKAN	産地直送の野菜が人気のおみやげ処	久美浜町浦明1709

■花

地域	花 名	施 設 名	開花時期
弥栄町	福寿草	野間地域	3月
網野町	水仙	静の杜・静神社	3月～5月
丹後町		丹後松島展望所周辺	3月～5月
久美浜町	桜	かぶと山公園	4月上旬～中旬
丹後町		経ヶ岬	4月上旬～中旬
網野町		静神社	4月上旬～中旬
弥栄町		丹後あじわいの郷	4月上旬～中旬
丹後町		丹後松島展望所周辺	4月上旬～中旬
網野町		離湖公園	4月上旬～中旬
峰山町		比治山峠	4月上旬～中旬
久美浜町			
弥栄町	水辺公園 やさか野	4月上旬～中旬	

大宮町		峯空園	4月上旬～中旬
峰山町		薬師ヶ丘さくらの森公園	4月上旬～中旬
久美浜町	桃	くみはま SANKAIKAN 周辺	4月上旬～中旬
丹後町		徳光高山桃団地	4月上旬
弥栄町	チューリップ	丹後あじわいの郷	4月
久美浜町	ツツジ	如意寺	4月
久美浜町		東山公園	4月
久美浜町	梨	平田地区	4月中旬～下旬
久美浜町	ニセアカシア	函石浜遺跡周辺	5月
網野町	ハマナス	八丁浜	5月～9月
弥栄町	紫陽花	森林公園スイス村	6月下旬～7月
丹後町	ラベンダー	碓高原牧場周辺	7月
久美浜町	風蘭	風蘭の館	7月
久美浜町	ユウスゲ	箱石浜海岸	7月
弥栄町	蓮	丹後あじわいの郷	7月上旬～中旬
弥栄町	桔梗	細川ガラシャ夫人の碑周辺	7月～8月
久美浜町	トウテイラン	箱石浜海岸	7月～11月
久美浜町	萩	如意寺	9月
丹後町	コスモス	久僧地区	9月～10月
峰山町		五箇地区	9月～10月
弥栄町		丹後あじわいの郷	9月～10月
大宮町	紅葉	崇山森林公園	10月下旬～11月
大宮町		内山自然遊歩道・高山	10月下旬～11月
峰山町		乙女神社	11月
峰山町		金刀比羅神社	11月
久美浜町		宗雲寺	11月
峰山町		天女の里	11月
弥栄町		野間地域	10月中旬～11月中旬
峰山町		峰山城址	11月
峰山町		椿	金峰神社

■伝説（丹後七姫）

地域	名 称	概 要
峰山町	羽衣天女	峰山町磯砂山中腹に羽衣天女が舞い降りたといわれる
大宮町	小野小町	絶世の美女、小野小町は都を逃れ、大宮町五十河に隠れ住んだといわれる
網野町	静御前	源義経の妾、静御前は網野町磯で生誕したとされている
網野町	乙姫(浦島太郎)	日本最古の浦島太郎伝説の地で、太郎、乙姫を祀ったとされる神社が網野町にある
丹後町	間人皇后	聖徳太子の母、間人皇后は大和政権の争乱を避け間人に身を寄せていたとされる
弥栄町	細川ガラシャ	明智光秀の娘、ガラシャは弥栄町味土野で暮らしたとされる
久美浜町	川上摩須郎女	久美浜の豪族で、大和朝廷から丹後平定を命じられた丹波道主命の妻

■特産品

名 称	概 要
松葉ガニ	11月上旬から3月下旬まで日本海から水揚げされ、様々な料理が楽しめる
間人ガニ	松葉ガニの中でも、日帰り漁で間人漁港で水揚げされ、厳選されたカニ
カキ	波穏やかな久美浜湾で育まれたカキは形が良く、ぷっくり太って豊かな味
サワラ	京都府はサワラの漁獲量日本一で、料理方法なども研究され、新たな特産品に
魚貝類	ウニ、アワビ、サザエ、ワカメ、タイなど、四季を通して新鮮な魚貝類が豊富にある
丹後産コシヒカリ	全国食味ランキング※で「特A」に評価される、豊かな自然がもたらす美味しいお米
地酒	伝統ある酒蔵からさまざまな銘柄の地酒が生み出されている
果物	ブドウ、ナシ、メロンなど、夏から秋にかけて甘くてみずみずしい果物がとれる
ばら寿司	さばのおぼろを使うのが特徴の丹後の伝統料理
このしろ寿司	久美浜湾でとれたこのしろを1尾使った姿寿司で、冬季限定

丹後ちりめん	日本一の絹織物産地で、着物の他、スカーフ、化粧品、小物などお土産物がそろう
--------	---------------------------------------

■主なイベント

時期	名 称	開催地
4 月	さくらまつり	峰山町、大宮町、網野町
	京丹後ちりめん祭	網野町
	ウエスタンリーグ公式戦	峰山町
6 月	はだしのコンサート	網野町
	海びらき	網野町、丹後町、久美浜町
7 月	小浜離山弁天まつり	網野町
	間人みなと祭	丹後町
	水無月祭	網野町
8 月	フェスタ「飛天」in 京丹後	峰山町
	小天橋夏祭り	久美浜町
	京丹後市ドラゴンカヌー選手権大会	久美浜町
	網野カップサッカー大会	網野町
	千日会観光祭	久美浜町
	竹野川水系万灯	大宮町
9 月	夕日ヶ浦納涼花火大会	網野町
	梨狩り山開き	久美浜町
	パンプキンフェスティバル	大宮町
	歴史街道丹後 100km ウルトラマラソン	網野町他
	ちりめん丹後夢よさこい	弥栄町
	間人こころ灯籠祭	丹後町
10 月	果実祭	久美浜町
	あみの八丁浜ロードレース大会	網野町
11 月	カニ漁解禁	網野町、丹後町
	こんびらさんの紅葉祭	峰山町
12 月	久美ナリエ	久美浜町
	スイス村スキー場開き	弥栄町
2 月	百度打ち	丹後町
3 月	カニの町「丹後町」親善ゲートボール大会	丹後町
	丹後震災記念展	峰山町
	斎宮初午祭	丹後町

4 観光関連事業の補助制度・関係法令

(1) 補助制度等

① 京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金交付要綱			
趣旨	京丹後市の美しい自然や景観、歴史、文化、産業等豊かな資源を活かした個性ある観光地づくりを推進するため、市内で実施される観光の魅力づくりに寄与する事業に対し補助金を交付する。			
対象者	団体等			
対象事業	(1) 温泉源掘削、維持管理及び配湯施設整備事業 (2) 環境保全整備事業 (3) 誘客施設整備事業 (4) 誘客、宣伝事業 (5) 前各号に掲げるもののほか観光の魅力づくりに寄与し、公共性、公益性があると認められるもの			
対象の範囲等	事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
	温泉源掘削、維持管理及び配湯施設整備事業	温泉源の改修工事、認める工事に関する経費	10/10以内 (補助の効果が極めてあると認められる場合は補助率は5/10以内)	一の年度につき500万円
	環境保全整備事業	清掃関係機械の購入・格納庫設置、修景等環境の保全整備に関する経費		市長が必要と認める額
	誘客施設整備事業	新規の観光集客施設整備に関する経費		一の年度につき500万円
	誘客・宣伝事業	誘客サイン※の設置、整備等に関する経費		一の年度につき500万円
その他観光の魅力づくりに資する事業	観光産業の振興に資すると市長が必要と認める経費	一の年度につき500万円		
その他	借入れを起し事業を実施する場合は、その返済期間内において一の年度につき500万円を限度とし、最長5年にわたり補助金を交付することができる。			
問い合わせ先	京丹後市商工観光部観光振興課 TEL 0772-69-0450			

② 京丹後市観光のまちづくり推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光のまちづくり推進事業補助金交付要綱		
趣旨	地域の自然、歴史、文化、景観及び産業を活かした個性と魅力あふれる観光のまちづくりを推進するため、市内で製造業を営む事業者(以下「事業者」という。)が交流人口の増加を図るために行う環境整備に対し、補助金を交付する。		
対象者	製造業を営む事業者		
対象事業	事業者が次に掲げる事業を新たに実施する場合であって、補助対象事業に係る費用(以下「事業費」という。)が50万円を超えるもの (1) 見学ルート、体験事業の充実を図る工事 (2) 前号に掲げるものに準じる事業であって、市長が必要と認めるもの		
対象の範囲等	補助対象経費	補助率	補助限度額
	見学ルート、体験事業の充実を図る工事等の事業費	1/2以内	250万円
問い合わせ先	京丹後市商工観光部観光振興課 TEL 0772-69-0450		

③京丹後市観光業等活性化推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光業等活性化推進事業補助金交付要綱		
趣旨	多様な地域資源を活かした地域経済への波及又は地域文化の振興等、まちの活性化及び交流人口の拡大に寄与する各種大会を主催する団体(以下「団体」という。)に対し、補助金を交付するものとする。		
対象者	団体		
対象事業	(1) 市内の団体が、市内において主催する大会であること。 (2) 大会の関係者が市内のホテル、旅館等に宿泊し、その数が延べ100人以上となる大会であること。		
対象の範囲等	補助対象経費	宿泊延べ人数	補助金額
	対象となる大会の事業費	100人以上 500人未満	10万円以内
		500人以上 1,000人未満	30万円以内
		1,000人以上	50万円以内
問い合わせ先	京丹後市商工観光部観光振興課 Tel.0772-69-0450		

④京丹後市商工業支援補助金交付要綱

要綱等の名称	京丹後市商工業支援補助金交付要綱	
趣旨	商工業者の主体的事業及び取組を支援し、もって本市の商工業の振興及び自立化の促進を図り、活力と魅力あるまちづくりを推進するため、補助金を交付するものとする。	
対象者	商工業者	
対象事業等	補助対象経費等	補助金額等
事業拡大等人材育成事業	事業拡大(新分野進出)のため、後継者及び従業員に技能習得、能力開発及び技術革新に対応することを目的に、市内に本社を有する企業又はグループが行う人材育成事業で、次の経費とする。 訓練校等の入学金、教材費、受講料その他市長が認める経費	対象経費の3分の1以内の額とし、市内に本社を有する企業にあっては年額25万円、グループにあっては年額20万円を限度とする。
新商品・新製品開発事業	新商品、新製品等を開発するため、年間1テーマに絞って市内に本社を有する企業又はグループが開発を行う事業で、次の経費を対象とする。 原材料費、設計費、試作費、外注加工費、委託費及び謝金(ただし、外注加工費及び委託費のみ場合は、対象としない。)	対象経費の3分の1以内の額とし、新商品、新製品の生産のための機械器具の製造開発にあっては50万円、その他にあっては30万円を限度とする。
起業家支援事業	市内において信用保証協会の保証対象業種に含まれる業を開業するため、市民が行う事業(ただし、事業形態又は業種にかかわらず既に事業を行っている者が行う事業を除く。)で、次の要件に該当する場合とする。	
	(1) 起業に伴う資金総額が400万円以上で、かつ、そのうちに占める借入金が300万円以上の場合	50万円とする。
	(2) 起業に当たり、前号の要件を満たし店舗又は工場を2年以上の賃貸契約で確保し、及び事業を開始した場合	賃貸料の2分の1以内の額とする。ただし、月額2万円を限度とする。

事業転換支援事業	<p>新分野へ事業転換(ただし、信用保証協会の保証対象業種へ事業転換に限る。)をするため、市内の小規模事業者(従業員5人以下)が行う事業で、業種転換に伴う資金総額が500万円以上で、かつそのうち占める借入金が300万円以上の場合</p>	50万円とする。
空き店舗対策事業	<p>市内既存商店街の空き店舗を利用して新たに営業を開始するため、市民が行う事業で、次の要件のいずれにも該当する場合とする。</p>	
	<p>(1)信用保証協会の保証対象業種又は市長が認める業種で事業開始した場合</p>	20万円とする。
	<p>(2)開店に当たり、店舗を購入又は2年以上の賃貸契約で確保し、及び事業開始した場合</p>	<p>賃貸料の2分の1以内の額とする。ただし、月額2万円を限度とする。</p>
織物業経営革新等推進事業	<p>経営革新等のため、市内において自らが所有する設備等により繊維製品の製造又は加工の事業を営む市内に本社を有する企業(日本標準産業分類112「織物業」に属する会社又は個人)又はグループが主体的に実施する次の各号に掲げる事業で、次の経費を主な対象とするほか、交付申請の期間その他の手続については、別に定めるところによる。 謝金(専門家)、旅費(専門家、事業者)、調査・企画・試作開発・生産・販路開拓・広報宣伝に係る経費(原材料費、設備購入改良費、借料、展示会出展等を含む。)、事業の一部を委託する経費(デザイン費、加工費、コンサルタント料、コーディネート料等を含む。)等</p> <p>(1) 経営基盤強化事業 地域を生産拠点とした主体的な研究、生産、販売等に係る事業であって、次のいずれかに該当するもの ア 製造品が従来と異なるもの イ 従来^の製造品に新たな価値を付加したもの ウ 販売ルート、販売形態が従来と異なるもの</p> <p>(2) サービス体制構築事業 複数機業のグループ化またグループの機能化に向けて取り組むもの</p> <p>(3) 合併等企業再編事業 合併、営業の譲り受け、有限責任事業組合等の設立等、再編に向けて取り組むもの</p> <p>(4) 異分野進出等事業再編事業 日本標準産業分類112「織物業」以外の事業分野に進出又は転換するもの</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、15万円を下^限と^し、200万円を超^えない額とする。</p>
問い合わせ先	京丹後市商工観光部商工振興課 Tel 0772-69-0440	

⑦京丹後市街なみ環境整備事業協議会活動費補助金

要綱等の名称	京丹後市街なみ環境整備事業協議会活動費補助金交付要綱
趣旨	美しくゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を目的として、街なみ環境整備事業制度要綱(平成5年4月1日付け建設省令第27号。以下「制度要綱」という。)第2第4号に定める協会の発助成事業を実施するため、当該協議会等に対して、補助金を交付する。
対象者	市が定めた街なみ環境整備促進地域に係る地区内権利者等により構成され、かつ、区域の良好な街なみの形成方針等に係る検討を行う協議会等の代表者
対象事業	(1)良好な街なみ形成方針等に係る調査、研究及び立案に関する事業 ア 街なみ環境整備促進区域内の住民等の意識調査 イ 勉強会及び先進地視察の実施並びに各種資料の収集 ウ アドバイザー等による助言及び指導 エ 街なみ形成方針等の検討及び立案 (2)良好な街なみ形成方針等に係る啓発及び誘導に関する事業 ア 街なみ形成方針等の広報 イ 街なみ形成方針等に基づく街なみ環境整備事業の啓発及び誘導 ウ 街づくり協定の検討及び締結 (3)前2号に掲げる事業のほか、良好な街なみ形成方針等の検討に必要な事業
補助対象費用及び補助金額	事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる費用の合計額(当該合計額が100万円を超える場合は、100万円)とする。
問い合わせ先	京丹後市建設部都市計画・建築住宅課 Tel0772-69-0530

⑧京丹後市地域まちづくり支援事業補助金

要綱等の名称	京丹後市地域振興対策事業補助金交付要綱
趣旨	『地域のみなが望むまち』を計画・実施・評価するため、住民自らがあらゆる段階で携わり、計画的にまちづくりが展開されることを目的に、自らの住む地域の中長期的な「地域まちづくり計画」を策定して、活のある豊かで自立した地域づくりに積極的に取り組まれる地域を支援する。
対象者	「地域まちづくり計画」の策定を実施する地区等(連合区、地域活性化協議会、村づくり委員会、小学校区や旧村範囲内の地区が共同で実施しても可)
対象経費等	ア) 地域まちづくり計画調査事業(計画書策定のための調査費) ・ 計画策定を実施する組織づくり ・ 計画策定のスケジュール検討 ・ 地域の現状・課題・住民意識等の調査 ・ 調査結果の整理・分析 ・ 先進地の視察 ・ 調査報告書の作成等にかかる費用(報償費・旅費・費用弁償・消耗品費・印刷製本費・会議費・通信運搬費・使用料および賃借料) イ) 地域まちづくり計画策定事業(計画書策定に要する経費) ・ 検討会議 ・ 計画書の作成 ・ 計画書の各戸配布 ・ 計画の地域住民への周知(説明会・チラシなど)等にかかる費用
補助金額	ア、イいずれも補助対象経費の3分の2(千円未満切捨て)、限度額各10万円
問い合わせ先	京丹後市市民部市民協働課 Tel 0772-69-0240

⑨ 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金 ※平成21年度

要綱等の名称	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金募集要項	
趣旨	地域に暮らす方々が協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する「地域力再生活動」に対して支援を行う	
対象者	地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体（住民自治組織、NPO等）	
対象事業	地域力の再生に資する次の事業 ・環境保全活動 ・子育て支援活動 ・共助型福祉活動 ・防災、防犯活動 ・地域美化活動 ・地域産業おこし ・地域商業の活性化 ・農村、都市交流活動 ・地域スポーツ振興 ・地域文化活動 ・地域行催事 ・その他特に認める活動	
	京都府	市町村 (財団法人京都市市町村振興協会)
補助率	原則として 1/3 以内	原則として 1/3 以内
交付金の上限額	ソフト事業…200万円以内 ハード事業…200万円以内	ソフト事業…200万円以内 ハード事業…200万円以内
問い合わせ先	京都府丹後広域振興局企画総務部企画振興室 Tel 0772-62-4300	

⑩ さわやかボランティア・ロード制度（京都府）

要綱等の名称	さわやかボランティア・ロード制度要領	
趣旨	京都府が管理する道路の環境美化に住民等がボランティアとして参画することにより、快適な道路環境を確保するとともに道路保全に対する住民意識の高揚を図る	
対象者	定期的にボランティアで道路環境美化活動を行ってもらえる団体、地元自治会、企業等の法人など	
事業内容	・府が管理する道路の一定区間で定期的に清掃や除草・植栽管理等のボランティアを行っていただくための仕組みです。 ・区間の始点と終点にボランティアの名称等を表示したサイン※を立て、社会奉仕活動であることをアピールします。	
支援内容	・サイン※（看板）の設置、清掃用具等の貸与若しくは支給、ボランティア保険の加入等を行う ・市に清掃回収した一般廃棄物の処理等の調整を図る	
問い合わせ先	京都府丹後土木事務所 Tel 0772-22-3244	

⑪ グリーンワーカー事業（環境省）

要綱等の名称	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業実施要領	
趣旨	国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民の方々をグリーンワーカーとして雇用し、各種の自然環境保全活動を実施することにより、より質の高い国立公園等の管理を推進する。	
対象者	NPO、公益法人、任意団体、小企業などの地域に密着した事業者、あるいはその事業に熱意のある事業者	
事業内容	・動植物の保護、保全 ・環境美化 ・景観維持 ・施設（登山道や園地など）の維持管理 ・調査（動植物の調査など）	
支援内容	環境省の委託を受けて事業を行うこととなり、該当する事業経費は全額委託料として交付される	
問い合わせ先	京都府丹後土木事務所 Tel 0772-22-3244	

(2) 関連法令等

①京丹後市条例

○京丹後市まちづくり基本条例（平成19年12月21日）

私たちの京丹後市は、新たな地方分権時代のまちづくりに対応するため、平成16年(2004年)4月に旧中郡の峰山町及び大宮町、旧竹野郡の網野町、丹後町及び弥栄町、旧熊野郡の久美浜町の6町が合併して誕生しました。

市域は、丹後半島の美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野などの豊富な自然に恵まれ、市内各地には『古代丹後王国』の存在を思わせる古墳や遺跡が数多く分布しています。そのような環境の中で私たちは、丹後ちりめんに代表される地場産業や、それぞれの土地に根ざした文化を育みながら地域社会を形成してきました。

京丹後市となって新たな歴史の一步を踏み出した今、それら貴重な地域資源を活かしながら、全市一体となって、市民みんなが住みやすく将来に希望のものをまちづくりに取り組むことが求められています。

そのためには、自治の主役である市民一人ひとりが市政に関心を持つとともに、市民自らが考え、責任をもってまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民と市が、それぞれの果たすべき役割を分担し、相互に補完しながら協働して取り組まなければなりません。

このような認識のもと、市のまちづくりの基本的なことを定める最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市の目指すまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう。

(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。

(3) 自治 自分たちのことは、自分たちで考え行動し、治めることをいう。

(4) 協働 市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。

(5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。

(6) 情報共有 市と市民相互が、市政全般に関する情報を公開又は開示により発信し合い、相互に共通してこれを保有することをいう。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例に沿って策定されなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念及び目標

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする。

(まちづくりの目標)

第5条 市民及び市は、まちづくりの基本理念に基づき、次の各号に掲げるまちづくりを推進する。

(1) 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり

(2) 安全で安心して暮らせるまちづくり

(3) お互いに支え合い、助け合うまちづくり

(4) 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり

- (5) 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
(6) 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまちづくり

第3章 まちづくりの原則

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、市民及び市が市政全般について情報共有することを原則として進めなければならない。

(市民参加の原則)

第7条 まちづくりは、市民の参加により市民の意思を反映していくことを原則として進めなければならない。

第4章 情報共有

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

(情報に関する権利)

第9条 市民は、法令等で制限されるものを除き、市の保有する情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

(情報共有するための制度)

第10条 市は、市民との情報共有を進めるため、次の各号に掲げる制度の充実に努めるものとする。

- (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の会議を公開する制度
- (3) 市の保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 市民の意見、提言等ができる制度

第5章 市民参加

(市民の権利)

第11条 私たち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

(市民の役割)

第12条 私たち市民は、まちづくりへの参加が自治と協働を進めるものであることを自覚して、まちづくりに参加するように努めなければならない。

- 2 私たち市民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民相互は、連帯と協力を基本にして、互いの意見と行動を尊重しなければならない。
- 4 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めなければならない。

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

第6章 市議会

(市議会の責務)

第14条 市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちづくりの展望をもって活動しなければならない。

- 2 市議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、主権者たる市民に対して、議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、議員活動を通じて自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職責を遂行し、市民の負託に応えなければならない。
- 3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

第7章 市長及び市職員

第1節 市長及び市職員の責務

(市長の責務)

第16条 市長は、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、法令を誠実に遵守し、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第 17 条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識するとともに、全体の奉仕者であることを自覚し、市民と協働してまちづくりの推進に努めなければならない。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第 2 節 財政運営

(財政運営の基本)

第 18 条 市長は、総合計画及び行財政改革の基本方針を踏まえ、予算の編成及び執行を行い、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第 19 条 市長は、毎年度の予算編成から決算認定まで、市民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

(財産管理)

第 20 条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、その財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

第 8 章 住民自治

(住民自治の定義)

第 21 条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

(住民自治に関する市民の役割)

第 22 条 私たち市民は、住民自治の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

(住民自治に関する市の責務)

第 23 条 市は、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重し、必要に応じて支援するものとする。

(住民自治組織の設置運営)

第 24 条 私たち市民は、地域の発展、振興及び活性化を図るために、区・自治会をはじめ、市民活動団体等で構成する住民自治組織を設置運営することができる。

2 住民自治組織は、それぞれの地域の振興を図るために自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくりその実現に努めるものとする。

3 住民自治組織は、広域的な連携に努めるものとする。

第 9 章 市政運営

(市政運営の基本)

第 25 条 市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

2 市は、計画策定、企画立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市民が広く参加及び協働できる機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市政について市民にわかりやすく説明する責務を有する。

(行政評価)

第 26 条 市は、政策等の目的と成果を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価の実施に努め、その結果をわかりやすく公表するものとする。

(外部監査)

第 27 条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

(連携及び交流)

第 28 条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。

2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

(危機管理体制の確立)

第 29 条 市は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(子どもの育成)

第 30 条 市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

第 10 章 住民投票

(住民投票)

第 31 条 市は、京丹後市にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第 11 章 条例の改正

(条例の検討及び見直し)

第 32 条 市は、この条例の施行後 4 年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを適切に反映させなければならない。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

〇京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成 16 年 4 月 1 日）

京丹後市は、一部港湾地域等を除き、その海岸線は、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、また、丹後半島の脊梁山地は、京都府自然環境保全地区に指定されたブナ林を形成するとともに、この山塊を源とする幾多の清流など、豊かで美しい自然環境に恵まれている。

この誇るべき財産は、市民のみならず、現在及び将来にわたる国民の利益のために保全することが求められている。そのためには、山・川・里及び海の環境保全並びに市域全体の美化が不可欠であり、市、事業者及び市民はもちろんのこと、京丹後市を訪れるすべての人が協力し、互いに情報を共有するとともに責務を分かち合いながら、自然環境の保全に努めなければならない。

この理念を遂行するために、本条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、京丹後市の豊かな自然環境を保全していくために、必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行うすべての事業者をいう。
- (2) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (3) 飼い主 犬を所有し、飼育し、又は管理する者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 自動販売業者 市内で飲食料等を自動販売機により販売する者をいう。
- (6) 空き缶等のごみ 飲食料品を収納していた容器、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、釣りに用いる用具及びこれらに類するもので、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (7) ふん害 飼い犬のふんにより、海浜・道路・河川・公園その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地(以下「他人の土地」という。)を汚すことをいう。
- (8) 回収容器 空き缶等のごみを回収するために設置され、又は持ち歩かれる容器をいう。
- (9) ポイ捨て 回収容器以外の場所に空き缶等のごみを捨てることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、環境保全及び美化に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、事業者、市民等、飼い主及び土地所有者等に対して、情報の提供を行い、環境美化意識の啓発及び高揚に努めるとともに、必要と認めるときは、指導又は助言を行うものとする。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、空き缶等のごみの散乱防止のため啓発に努めるとともに、その事業活動に伴って生じたごみの散乱を防止しなければならない。
- 2 事業者のうち、自動販売業者は、その販売する場所に回収容器を設置し、適正な管理を行わなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、これらを散乱させることのないようにしなければならない。
- 2 市民等は、自主的に清掃及び空き缶等のごみの散乱防止活動に参加し、地域における環境美化に努めなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

- 第6条 飼い主は、その犬が家庭外でふんを排出したときは、そのふんを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

- 第7条 土地所有者等は、その土地の清潔を保持し、環境美化に努めなければならない。

(ポイ捨て等の禁止)

- 第8条 市民等は、公共の場所又は他人の土地にポイ捨てしてはならない。
- 2 飼い主は、公共の場所又は他人の土地に、その犬の排出したふんを放置してはならない。

(重点区域の指定)

- 第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、空き缶等のごみの散乱及びふん害を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により重点区域を指定し、又は重点区域を変更若しくは解除したときは、その区域等を告示しなければならない。

(重点区域内の重点施策)

- 第10条 市長は、重点区域内において、空き缶等のごみの散乱及びふん害防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(特別保護区域の指定)

- 第11条 市長は、自然環境を保全する上で特に重要と認める区域を特別保護区域に指定することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、特別保護区域について準用する。この場合において、「重点区域」とあるのは「特別保護区域」と読み替える。

(特別保護区域内における禁止行為)

- 第12条 市民等は、特別保護区域内において、第8条に規定する禁止行為のほか喫煙・花火・キャンプ・炊飯その他自然環境の保全に影響を及ぼす行為を行ってはならない。

(特別保護区域内の重点施策)

- 第13条 市長は、特別保護区域内において、自然環境を良好に保全するための施策を重点的に実施するものとする。

(環境保護団体の認定)

- 第14条 市長は、重点区域内又は特別保護区域内において積極的に環境保護を行う団体(以下「環境保護団体」という。)を認定し、重点区域内における空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止、又は特別保護区域内の禁止行為について監視、指導、啓発及びその他の活動を行う権限を与えることができる。

- 2 市長は、環境保護団体に対し、財政的支援をすることができる。

(環境保護団体の活動)

- 第15条 環境保護団体は、市民等に対して積極的に自然環境保護の啓発を行うとともに、重点区域内又は特別保護区域内で定期的にパトロール等を実施し、指導等を行うものとする。

- 2 環境保護団体は、前項の指導に従わない者がいた場合には、速やかにその状況を市長に報告するものとする。

(命令)

- 第16条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、空き缶等のごみ、又はふんの回収等を命令することができる。

- 2 市長は、第 12 条の規定に違反している者に対し、その行為を禁止するよう命令することができる。
- 3 市長は、前 2 項に規定する命令に正当な理由なく従わない者に対し、市若しくは環境保護団体が行う環境保全講習の受講又は違反した現場付近の清掃を命令することができる。
(制裁措置)
- 第 17 条 市長は、前条第 3 項に規定する命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わない場合は、その者の氏名等を広報等で公表することができる。
(関係法令の活用)
- 第 18 条 市は、この条例の規定のほか、関係法令の規定に違反した者があるときは、当該法令を活用するものとする。
(美しいふるさとづくり審議会の設置)
- 第 19 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市美しいふるさとづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
(審議会の所掌事務)
- 第 20 条 審議会は、この条例の実施のための基本的事項(重点区域・特別保護区域の指定、環境保護団体の認定、行為規制、監視活動、啓発、情報提供等)について調査及び審議する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、住民からの提案や意見に基づき、又は自ら必要と認める場合に必要事項を調査及び審議し、市長に提案することができる。
(審議会の組織等)
- 第 21 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 2 委員は、公共的団体の代表者及び知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)
- 第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

②その他観光関連法令等

■京丹後市

- 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則(平成 16 年 4 月 1 日)
- 京丹後市の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則(平成 16 年 4 月 1 日)

■京都府

- 旅館業法施行条例(昭和 23 年 11 月 1 日)

■国

- 旅館業法(昭和 23 年 7 月 12 日)
- 国際観光ホテル整備法(昭和 24 年 12 月 24 日)
- 旅行業法(昭和 27 年 7 月 18 日)
- 観光立国推進基本法(平成 18 年 12 月 20 日)

5 その他の主な意見

検討委員会、市民の皆さまからいただいた意見で、本計画に掲載できなかった主なものです。これらは今後の取り組みの参考とし、必要性、実現性の高いものは実行を検討します。

- ・京都から朝早く京丹後市へ到着する列車を設け、日帰り客の増加を図る
- ・丹後で生まれ育った人、骨をうずめようとする人の中から核となる人材を育てる
- ・京丹後市全体を一つのテーマパークとイメージして取り組む
- ・景勝地等のパノラマ絵地図及び記念プレート設置
- ・ドイツの保養地、バーデン・バーデンのように温泉地と自然景観を生かした観光地づくり
- ・行政職員の資質向上（行動力の向上、スピード化、親切・信頼、横の連携強化）
- ・市役所各市民局に、まちづくり、企画政策的な部署を設置し、地域の観光振興を支援する
- ・丹後七福神巡りの実施
- ・河川への水車の設置
- ・カジノの誘致
- ・海岸通りをカラー舗装化する
- ・ユニークで話題性のあるトイレを新しく整備する
- ・バスが停められるきれいなトイレを整備する
- ・丹後王国があったと言い切る、日本の歴史は丹後が発祥といえるくらいの題材をそろえてPRする
- ・久美浜湾で屋形船を運航する
- ・主要な古墳にはバスが停まれる駐車場、トイレ、看板をすべて整備する
- ・水上バイクの規制を行うこと
- ・丹後文化会館の活用、文化的イベントと観光との連携を図る
- ・市観光協会を京丹後市の入口にあたる大宮町へ移転してはどうか
- ・京丹後市の竹で使った箸を市内のすべての施設で使用するなど、ALL京丹後産を目指した取り組み
- ・海水浴、サーファーのための海浜温泉を整備する
- ・飲食店における緑提灯（地元食材使用のPRとなる）の推進
- ・京都太秦映画村へ働きかけ、時代劇ロケの誘致を行う
- ・カーナビゲーションによる誘導と観光案内看板の誘導が不一致な場所を整理する
- ・サーフィンの人気スポットであることをもっと売っていく、サーファーと連携した取り組みを検討する
- ・全国レベルのグラウンドゴルフ大会を誘致する（八丁浜シーサイドパーク、途中ヶ丘公園活用）
- ・お菓子の基本となる「あん」の原料、小豆をすべて京丹後市産にし、ブランド化したお菓子を開発する
- ・釣り客を誘致するため、釣り船、遊漁船、魚釣りの好適地であることをPRする
- ・家庭、地域においても、人に見てもらうための園芸を奨励し、きれいな街並みづくりを推進する
- ・インターネットにばかり頼らず、アナログ的な発信も逆に効果的なことがある
- ・インバウンド※などのメニューの一つに、ホームステイの受入整備を推進してはどうか
- ・インバウンドについては、ヨーロッパにも力を入れること（長期休暇が多く、丹後の自然が好まれる）
- ・地域の小さなイベント、祭りを大事にすること
- ・全国発信のために、大手企業、マスコミなどへの働きかけ、そのための商品、アイデアを考える
- ・学生の頃から地元で愛着をもってもらうために、イベント参加や着物を着てもらう機会などを設ける

※用語説明

用語	説明	掲載ページ
アクションプラン	政策や企画を実施するための行動計画。	3.4.5.27.33.35.36
アグリツーリズム	広義には「都市と農村の交流」の意で、日本では一般に「グリーンツーリズム」と呼ばれる。	35.38
イメージ戦略	競争状況と消費者行動を考慮しながら、商品等のイメージを築くためのマーケティング行動をとること。	31
インバウンド	もともとは「帰ってくる」、「内向きの」という意味で、外国人旅行者を日本へ誘致すること。	7.22.26.30.33.35.70
インフォメーションセンター	ここでは、あらゆる観光情報の提供を行う施設。	3138
インフラ	「インフラストラクチャー」の略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称で、道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・公園などが含まれる。	17
エコスポット	ここでは、環境に関する見学、体験、学習ができる場所又は施設をいう。	41
エコツーリズム	地域の環境や生活や文化を破壊せずに自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行。	4.18
キャッチコピー	特に人の注目をひくことを意図した短い広告文や宣伝文句。	31
京丹後市博士	「京丹後市博士育成講座」受講生の中から認定された、郷土の歴史や文化財を知るサポーター役。	31
京都府丹後観光圏（観光圏）	観光庁では、複数の観光地が連携して2泊3日以上滞る型観光地「観光圏」の形成を促進しており、京丹後市を含む3市2町で形成する「京都府丹後観光圏」が、平成20年に国の認定を受けた。	4.17.24.29.32
京丹後ふるさと応援団	本市の発展を真に応援してくださる方々の輪を全国に広げ、本市と団員の方々双方の連携を通して、活力あるまちづくりの推進を図る、ふるさと京丹後の応援組織。	31
クラインガルテン	ドイツ語で「小さい庭」を意味する滞在型農園。	42
グリーンツーリズム	農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然、文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅行。	31
グローバル化	様々な領域の問題が多くを巻き込んで地球規模に拡大している事態。	7
ケーブルテレビ	通常の電波を使った放送ではなく、各家庭まで専用のケーブルを引いて限定された地域に放送を提供するサービス。京丹後市では平成21年12月にサービス開始予定。	31
コミュニティFM	通常のFMより出力の小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送。京丹後市では「FMたんご」が平成21年に開局。	31
コンセプト	概念、観念。	3.4.24
サイクルトレイン	自転車を列車に持ち込み、目的地まで行けるサービス。	30
サイン	看板。	6.18.26.30.58.63
山陰海岸ジオパーク	ジオパークとは科学的に見て重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園のことで、山陰海岸ジオパークは京丹後市から鳥取市までが含まれます。	15.16.17.21.27.30. 44.46.48
ジオサイト	科学的に見て重要で貴重な、あるいは美しい地質のある場所。	27
ジオツーリズム	地学的、地理的な観点に立って自然を見ながら行う旅行。	27
シータクシー	小型船舶を利用したチャーター船で海上タクシーとも呼ばれ、海上運送法第20条2項の「人の運送をする不定期航路事業」に該当する。	28.42
指定管理者制度	地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。	13
食味ランキング	財団法人穀物検定協会が毎年実施するもので、2008年産米の食味ランキングで、全国127の米産地の中から丹後産コシヒカリが、おいしい米産地の証明となる最高評価の「特A」ランクを獲得した(通算7回目)。	15.16.56
上限200円バス	丹後海陸交通との協働により、京丹後市内全域、すべての路線バスの利用料金を上限200円バスとするもの。市営バスについても同様に全路線を上限200円としている。	30
スローライフ	生活様式に関する思想の一つで、地産地消や歩行型社会を目指す生活様式、自分のできることを自前でやり、他人からの批判を受けずに生きていきたいという生き方。	8

丹後広域観光キャンペーン協議会	舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町及び伊根町の範囲で、京都府、各市町、民間の観光関連事業者・団体が一体となって、丹後地域の豊かな観光資源を幅広く情報発信し、観光客の誘致に努める組織。	4.30.32
丹後観光口コミ大使	丹後広域観光キャンペーン協議会が実施する「北京都丹後ふるさと検定」の合格者の中から、ふるさと丹後の魅力を観光客などに発信していただく大使として認定された方。	31
着地型観光	出発地で企画された旅行商品(発地型観光)に対して、観光地側の視点で企画された旅行商品のこと。	8
ツール	道具。	20.26.31
デジタルブック	パンフレットなどの印刷物をそのまま電子データ化したもので、ホームページ上での閲覧などが可能となる。	32
T-WAVE	インターネットを使って京丹後市内外の人と人をつなぐ情報交流サイト。	32
日本風景街道	道を舞台に地域住民や企業、行政など多様な主体による協働のもと、地域資源を活かした美しい国土景観の形成を図り、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的とした国土交通省の取り組み。平成19年に、国道178号(丹後町～久美浜町)のルートが登録された。	16.30
農家民泊	農家に宿泊して農作業体験や田舎暮らしを通じて、都市と農村の交流を図る取り組み。	24.28.38
フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関。	31
プロパー人材	専門の人材。	32.35
分宿	集団のメンバーが分かれて宿泊すること。	32
ヘルスツーリズム	自然豊かな土地を訪れ、自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態。	31
ホスピタリティ	旅行者や客を親切にもてなす気持ちや態度。	8.23.26.29.32.33.36
マーケティング	顧客が真に求める商品(サービスを含む)を作り、その情報を届け、顧客がその商品を得られるようにする活動を表す概念。	26.31
まちの駅	公共施設、個人商店など、既存空間を利用し、地域情報を提供し、交流を促進させる場。「おもてなし」の地域を目指し、これらの施設(駅)をネットワークする取り組みが各地で進められている。	31.39
モデルツアー	実際のツアーを実施するための見本的なツアーで、調査、PRなどを目的に行うもの。	17
ゆるキャラ	「ゆるいマスコットキャラクター」の略で、地方公共団体などがイベント、各種キャンペーン、村おこし、名産品の紹介などのような地域全般の情報PRなどに使用するマスコットキャラクター。	31
リピーター	一度訪れた施設や店舗、旅行先などに何度も足を運ぶ人のことを指す。	20
リピート	繰り返すこと。	20